

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-他 F-19-0009_改 2
提出年月日	2021年4月8日

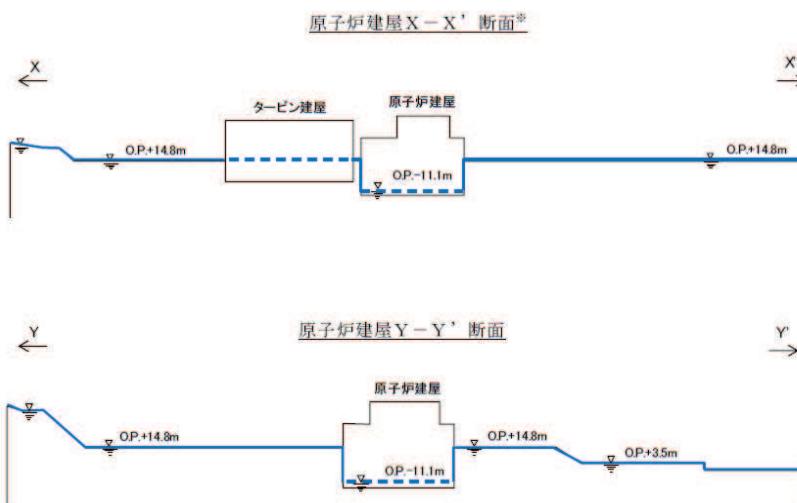
## 地下水位低下設備に係る設置変更許可申請書の記載内容との比較表

2021年4月

東北電力株式会社

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>本文の記載内容</p> <p>五. 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>□ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(1) 耐震構造</p> <p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>g. 設計基準対象施設は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>i. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> </ul>

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>添付書類六の記載内容</p> <p>3. 地盤</p> <p>3.6 原子炉施設設置位置付近の地盤安定性評価</p> <p>3.6.1 基礎地盤の安定性評価</p> <p>3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価</p> <p>3.6.1.3 評価条件</p> <p>(5) 地下水位</p> <p>原子炉建屋の解析用地下水位は、建屋の設計水位を参照の上、基礎版中央に設定し、原子炉建屋以外（周辺地盤を含む。）は地表面に設定した。代表として原子炉建屋の解析用地下水位を第3.6.1-9図に示す。なお、地盤安定性評価は全応力解析を行っていることから建屋の地下水位は評価に影響しない。</p>	<p>(参考 設置変更許可申請書における記載)</p> <p>3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価</p> <p>3.6.1.4 評価結果</p> <p>(1) 基礎地盤のすべり (略)</p> <p>(2) 基礎地盤の支持力 (略)</p> <p>(3) 基礎底面の傾斜 (略)</p>	<p>基礎地盤の安定性評価結果については設置変更許可段階で提示済みであるため、工事計画認可への反映事項なし</p>



※：原子炉建屋は基礎版中央とし、タービン建屋は地表面に設定。

第3.6.1-9図 解析用地下水位（原子炉建屋）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>3.6.1.2 周辺地盤の変状による重要施設への影響評価</p> <p>耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、搖り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する方針とする。</p> <p>耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され、地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守性を考慮して設定する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>3 地盤の解析用物性値</p> <p>3.2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値</p> <p>3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値</p> <p>建物・構築物及び土木構造物の評価においては、地下水位低下設備を考慮の上設定した地下水位及び液状化検討対象層の分布状況を踏まえて、液状化影響の検討の必要性を判断する。液状化影響の検討の結果、有効応力解析が保守的な結果となると判断された場合において、有効応力解析を実施する。</p> <p>地盤の液状化強度特性は、代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮し、敷地全体の液状化強度試験から得られる液状化強度特性を保守的に下限値とする。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違 (施設名の記載を工事計画認可段階では明確にしており、実質的な相違はない。)</li> </ul> <p>VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違 (設置変更許可段階で示した方針をより詳細に記述したものであり、実質的な相違はない。)</li> <li>詳細設計を踏まえ具体化した事項 (設置変更許可段階で示した方針に基づき、詳細設計に用いる物性値を具体化)</li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>添付書類八の記載内容</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1. 4 耐震設計</p> <p>1. 4. 1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1. 4. 1. 1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、<b>耐震重要度分類</b>をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>(11) 設計基準対象施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(12) 耐震重要施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2. 1 基本方針</p> <p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類（以下「<b>耐震重要度分類</b>」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>(10) 設計基準対象施設<b>及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</b>が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設<b>及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</b>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> <li>・記載表現の相違 (施設名の記載を工事計画認可段階では明確にしており、実質的な相違はない。)</li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可							工事計画認可							資料番号他					
1. 4. 1. 2 耐震重要度分類 (3) C クラスの施設 S クラスに属する施設及びB クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。 上記に基づく耐震重要度分類を第 1. 4. 1-1 表に示す。							2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類 2. 1 耐震設計上の重要度分類 (3) C クラスの施設 S クラスに属する施設及びB クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設							VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針 ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)					
第 1. 4. 1-1 表 耐震重要度分類表 (6/6)							表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表 (6/6)												
耐震重要度分類	機械別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		耐震重要度分類	機械別分類	主要設備 (注5)		補助設備 (注6)		直接支持構造物 (注7)		間接支持構造物 (注8)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス			適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
C クラス	(i) 原子炉の反応度を抑制するための施設でC クラス及びB クラスに属さない施設	C	—	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 制御建屋	Sc Sc	C クラス	(i) 原子炉の反応度を抑制するための施設でC クラス及びB クラスに属さない施設	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 制御建屋	Sc Sc	
	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でC クラス及びB クラスに属さない施設	C	—	—	—	機器・配管等の支撑構造物	C	原子炉建屋 タービン建屋 汽水ポンプ室 機器建屋 冷却塔 サイドベンチ建屋	Sc Sc Sc Sc Sc		(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でC クラス及びB クラスに属さない施設	C	—	—	機器・配管等の支撑構造物	C	原子炉建屋 タービン建屋 汽水ポンプ室 機器建屋 冷却塔 サイドベンチ建屋	Sc Sc Sc Sc	
	(iii) 放射線安全に關係しない施設等	C	—	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 海水ポンプ室 タービン建屋 制御建屋 当該施設に係る屋外コンクリート構造物	Sc Sc Sc Sc Sc		(iii) 放射線安全に關係しない施設等	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 海水ポンプ室 タービン建屋 制御建屋 当該施設に係る屋外コンクリート構造物	Sc Sc Sc Sc	
	地下水位低下設備 (注11)	電気計装設備 (注11)	C (注11)	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C (注11)	原子炉建屋 制御建屋 当該施設に係る屋外コンクリート構造物	Ss Ss Ss		地下水位低下設備 (注11)	電気計装設備 (注11)	C (注11)	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C (注11)	原子炉建屋 制御建屋 当該施設に係る屋外コンクリート構造物	Ss Ss Ss
(注1 1) C クラスではあるが、基準地震動 S s に対し機能維持することを確認する。							*11 : C クラスではあるが、基準地震動 S s に対し機能維持することを確認する。							VI-2-1-3 地盤の支持性能に関する基本方針					
1. 4. 1. 3 地震力の算定方法 (2) 動的地震力 b. 地震応答解析 (a) 動的の解析法 i. 建物・構築物 建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。							3. 地盤の解析用物性値 3. 2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値 3. 2. 1 有効応力解析に用いる解析用物性値 建物・構築物及び土木構造物の評価においては、地下水位低下設備を考慮の上設定した地下水位及び液状化検討対象層の分布状況を踏まえて、液状化影響の検討の必要性を判断する。液状化影響の検討の結果、有効応力解析が保守的な結果となると判断された場合において、有効応力解析を実施する。							・記載表現の相違 (設置変更許可段階で示した方針をより詳細に記述したものであり、実質的な相違はない。) ・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (設置変更許可段階で示した方針に基づき、詳細設計に用いる物性値を具体化)					

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>1. 4. 2 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>1. 4. 2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(12) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(13) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設においては、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>1. 4. 2. 3 地震力の算定方法</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設について、「1. 4. 1. 3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2. 1 基本方針</p> <p>(10) <b>設計基準対象施設及び</b>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の<b>設計において</b>は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) <b>耐震重要施設及び</b>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、<b>その安全機能</b>が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>4. 設計用地震力</p> <p>4. 1 地震力の算定法</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p><b>重大事故等対処施設のうち</b>、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、<b>基準地震動 S s</b>による<b>地震力を適用する</b>。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>・記載表現の相違 (実質的な相違なし)</p> <p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>・記載表現の相違 (設置変更許可段階で示した方針をより詳細に記述したものであり、実質的な相違はない。)</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p> <p>1.10.3 発電用原子炉設置変更許可申請（平成 25 年 12 月 27 日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</p> <p>第四条（地震による損傷の防止）</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第 1 項について</p> <p>設計基準対象施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>第 3 項について</p> <p>耐震重要施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違 (施設名を工事計画認可段階では明確にしており、実質的な相違はない。)</li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>第三十九条（地震による損傷の防止） 適合のための設計方針 第1項について II. 設計方針 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針</p> <p>(10) <b>設計基準対象施設及び</b>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の<b>設計において</b>は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) <b>耐震重要施設及び</b>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、<b>その安全機能が損なわれるおそれがない</b>ように設計する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>・記載表現の相違 (実質的な相違なし)</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>第四十三条（重大事故等対処設備） 適合のための設計方針</p> <p>(4) 操作性及び試験・検査性 a. 操作性の確保 (d) 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保（第3項 第六号） 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を移動・運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。 屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。 屋外及び屋内アクセスルートに対する発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p>	<p>5.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を移動・運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。 屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する人為事象については、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p>	<p>基本設計方針（原子炉冷却系統施設 共通項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違（実質的な相違なし）</li> <li>記載表現の相違（洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はないため、記載していない。危険物を搭載した車両については同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異。）</li> </ul>

赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字 : 記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.15 地下水位低下設備</p> <p>10.15.1 概要</p> <p>地下水位低下設備は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保持するためのものである。</p> <p>地下水位低下設備は O.P.+14.8m 盤の発電用原子炉施設周辺に設置する。</p>	<p>2. 地下水位低下設備の目的</p> <p>設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、地下水により施設に作用する揚圧力及び液状化の影響について考慮している。防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され、敷地内の地下水位が上昇することで揚圧力及び液状化の影響が増大し、当該施設の機能が損なわれないよう、地下水位を一定の範囲に保持するため、地下水位低下設備を設置する。</p> <p>4.1 地下水位低下設備の概要</p> <p>注記＊：揚水井戸1井戸の排水機能、監視・制御機能及び電源機能を構成する機器を1系統とし、各エリア2系統で構成する。 1系統でエリア内の地下水位を一定の範囲に保持できる設計とする。</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ : ドレーン（ヒューム管）</li> <li>■ : ドレーン（鋼管）</li> <li>■ : 接続樹</li> <li>● : 揚水井戸（揚水ポンプ、配管、水位計を設置）</li> <li>■ : 監視制御盤</li> <li>■ : 現場制御盤</li> <li>■ : 電源盤</li> </ul> <p>※灌透流解析上、集水機能は期待しない</p>	<p>VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違 (施設名を工事計画認可段階では明確にしており、実質的な相違はない。)</li> <li>詳細設計を踏まえ具体化した事項 (各揚水井戸の場所等を具体化)</li> </ul>

図 4-1 地下水位低下設備の構成

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>10.15.2 設計方針</p> <p>(1) 地下水位低下設備は、基準地震動 S s に対して機能維持する設計とする。</p> <p>(2) 地下水位低下設備は、設置許可基準規則第十二条第2項に基づく設計とする。</p> <p>(3) 地下水位低下設備は、全交流動力電源喪失に配慮し、常設代替交流電源設備からの電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>3. 地下水位低下設備の設計方針</p> <p>3.1 耐震重要度分類上の位置付け</p> <p>耐震重要度分類については、その重要度に応じたクラス分類 (S, B, C)，また、それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、S クラス設備及び B クラス設備のいずれにも該当しないため、C クラスに分類できる。</p> <p>また、地下水位低下設備により地下水位を一定の範囲に保持する必要のある対象施設が、「S クラス施設の間接支持構造物」及び「常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」である原子炉建屋等のため、地下水位低下設備は基準地震動 S s に対し機能維持することを考慮する。</p> <p>以上を踏まえ、地下水位低下設備の耐震重要度分類については、C クラスに分類し、基準地震動 S s に対して機能維持させる設計とする。</p> <p>3.2 信頼性向上の方針</p> <p>地下水位低下設備の目的、機能及び要求期間を踏まえ、重要安全施設への影響に鑑み、地下水位低下設備は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第14条第1項に基づき、多重性及び独立性を備える設計とする。</p> <p>4. 機能設計方針及び設計仕様</p> <p>4.2 各機能の設計方針及び設計仕様</p> <p>4.2.5 電源機能</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>電源機能は、揚水ポンプが地下水を排水するために必要な電力を供給できる機能を有する設計とし、設備は電源（非常用ディーゼル発電機）、電源盤及び電路で構成する。</p> <p>電源盤は、外部電源喪失が発生した場合に非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計とする。</p> <p>電源盤は A 系及び B 系の 2 面で構成し、電源盤 A 系は非常用低圧母線 C 系から、電源盤 B 系は非常用低圧母線 D 系から受電し、電源盤 A 系からは No. 2 及び No. 3 の揚水井戸へ、電源盤 B 系からは No. 1 及び No. 4 の揚水井戸へ給電する設計とする。</p> <p>また、全交流動力電源喪失となった場合にも電力の供給が可能なように、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電力を供給できる設計とする。</p>	<p>VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違 (施設名を工事計画認可段階では明確にしており、実質的な相違はない。)</li> <li>記載表現の相違 (技術基準規則 14 条に基づく設計とするため実質的な相違はない。)</li> <li>記載表現の相違 (全交流動力電源喪失となった場合にも、ガスタービン発電設備から電力を供給できる設計とするため、実質的な相違はない。)</li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>10.15.3 主要設備</p> <p>地下水位低下設備は、ドレン、揚水井戸、揚水ポンプ、配管及び計測制御装置により構成される。</p> <p>10.15.4 手順等</p> <p>地下水位低下設備の機能喪失への対応として、復旧のための予備品の確保及び可搬型設備を用いた機動的な措置について手順書及び体制を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断した場合には、プラントを停止する。また、地下水位低下設備の機能喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理していく。</p>	<p>電源機能は、供用期間の全ての状態において設備の信頼性を向上するために、設計において考慮する事象を表 4-15 に示し、機能維持するために必要な対策を設計に反映する。</p> <p>3. 地下水位低下設備の設計方針</p> <p>3.2 信頼性向上の方針</p> <p>また、原子力発電所の供用期間の全ての状態において考慮する必要のある、外部事象等による機能喪失要因に対し、地下水位低下設備が機能維持するために必要な対策を設計に反映する。</p> <p>4. 機能設計方針及び設計仕様</p> <p>4.1 地下水位低下設備の概要</p> <p>地下水位低下設備は原子炉建屋・制御建屋エリア及び第 3 号機海水熱交換器建屋エリアに設置する。</p> <p>設備は、集水機能としてドレン及び接続栓、支持・閉塞防止機能として揚水井戸及び蓋、排水機能として揚水ポンプ及び配管、監視・制御機能として水位計及び制御盤、電源機能として電源（非常用ディーゼル発電機）、電源盤及び電路により構成する。</p> <p>7.1 運用管理の方針</p> <p>地下水位低下設備は、保安規定において LCO、LC0 を満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間（以下「AOT」という。）を設定する。工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、設計用揚圧力を到達する前に排水措置を完了し、原子炉を冷温停止させることができるようにに LCO を設定する。</p> <p>また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を保安規定及び社内規定に定める。</p>	<p>VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違 (外部事象等による機能喪失要因に対し、機能維持するために必要な対策を設計に反映するため、実質的な相違はない。)</li> <li>詳細設計を踏まえ具体化した事項 地下水位低下設備の設置エリア及び各機能の構成機器を具体化</li> <li>記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>添付書類十の記載内容</p> <p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1 重大事故等対策</p> <p>5.1.2 復旧作業に係る事項</p> <p>(1) 予備品等の確保</p> <p>地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。</p> <p>(2) 保管場所</p> <p>地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない場所に保管する。</p> <p>(3) アクセスルートの確保</p> <p>地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定期間確保する設計とする。</p>	<p>6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討</p> <p>6.1 復旧措置に係る基本方針</p> <p><b>地下水位低下設備は、地震時及び地震後を含む、原子力発電所の供用期間の全ての状態において機能維持が可能な設計としたものの、それでもなお、機能喪失が発生した場合を想定し、復旧措置に必要な資機材を確保する。</b></p> <p>復旧措置に必要な資機材については外部事象の影響を受けないように保管する。</p> <p>3. 地下水位低下設備の機能を考慮しない場合の評価</p> <p>3.3 評価結果</p> <p>3.3.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを仮定した評価</p> <p>地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの通行性への影響が考えられる。</p> <p>地盤の液状化によるアクセスルートへの影響については、設置変更許可の方針（次頁参照）と同様に、通常の運転状態から地下水位低下設備の機能を考慮しない状態に移行することを仮定し、一定の期間（2ヵ月間。外部からの支援が可能となるまでの一定期間（7日間）を超える長期に及ぶ場合を想定し設定）が経過した後の地下水位を浸透流解析（非定常解析）により評価し、この水位を参照して地中構造物の浮上りを評価の上、アクセスルートの通行性を確保する設計としている。</p> <p>アクセスルートの評価において参考する予測解析結果を図3-10に示す。</p> <p>* : 数値は地下水位 (0.P.m) を示す (構造物内の水位は水頭を示す)</p> <p>図3-10 アクセスルートの評価において参考する地下水位分布 (0.P., m)</p>	<p>VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違 (機能喪失を考慮し、必要な資機材を確保する方針に変更はない。)</li> </ul> <p>補足-600-25-1 地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計を踏まえ具体化した事項 (設置変更許可段階の方針に基づき、詳細設計を踏まえ具体化した条件にて浸透流解析を実施。)</li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

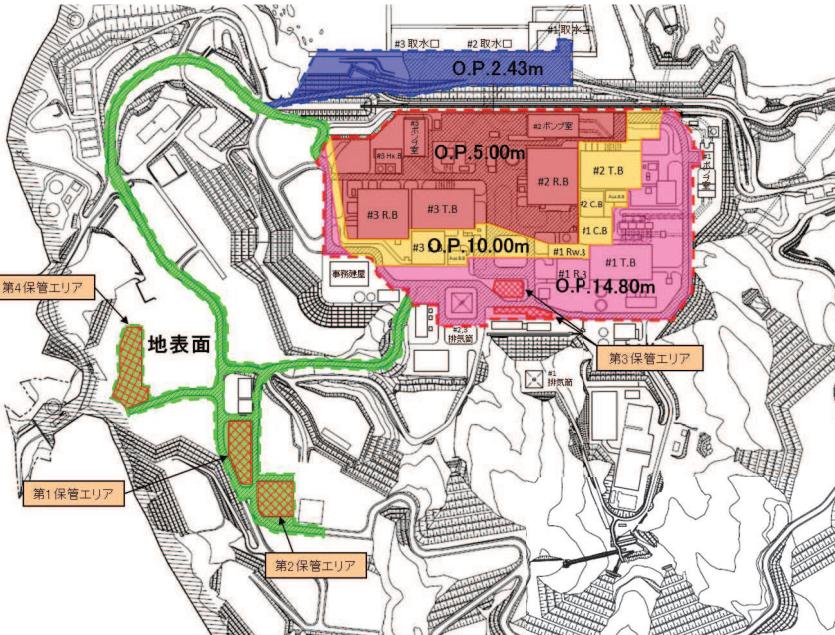
設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	<p>3. 屋外アクセスルート</p> <p>3.3 屋外アクセスルートの評価方法及び結果</p> <p>3.3.3 液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、側方流動、液状化に伴う浮上り</p> <p>(1) 地中埋設構造物と埋戻部との境界部</p> <p>b. 地下水位の設定</p> <p>評価に用いる地下水位を図 3.3.3-3 に示す。</p> <p>添付書類「VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づき、地下水位低下設備の機能を考慮した浸透流解析により算出した地下水位分布を用いて評価に用いる地下水位を設定するエリア (O.P. 14.8m 盤) については、地下水位分布を包絡するように保守的に設定することとし、地下水位を O.P. 5.0m, O.P. 10.0m, O.P. 14.8m の 3 エリアに分けて設定する。</p> <p>防潮堤より海側 (O.P. 3.5m 盤) については、朔望平均満潮位である O.P. 2.43m とする。</p> <p>上記以外の箇所については、保守的に地下水位を地表面に設定する。</p> 	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

図 3.3.3-3 評価に用いる地下水位

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書及び必要な体制を整備するとともに、教育及び訓練を実施する。</p> <p>さらに、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超える長期に及ぶ場合を想定し、外部支援等によりアクセスルートの通行性の確保を図る手順と体制の整備を行う。</p>	<p>c. 評価結果</p> <p>地中埋設構造物と埋戻部との境界部における不等沈下に伴う段差の評価結果を表 3.3.3-1 に、段差緩和対策を実施する箇所を図 3.3.3-4 に示す。岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、地中埋設構造物と埋戻部との境界部における液状化及び搖すり込みによる不等沈下に伴う段差が生じない箇所として評価した。また、MMR 又はセメント改良土にて埋め戻す構造物についても、地中埋設構造物と埋戻部との境界部における液状化及び搖すり込みによる不等沈下に伴う段差が生じない箇所として評価した。</p> <p>算定した相対沈下量が評価基準値以下となる箇所については、地中埋設構造物と埋戻部との境界部における液状化及び搖すり込みによる不等沈下に伴う段差が、車両の通行性に対して影響を及ぼさないと評価した。</p> <p>算定した相対沈下量が評価基準値を上回る箇所については、車両の通行性に対して影響があると評価し、補強材敷設による事前の段差緩和対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両の通行性を確保する。重機による段差解消作業箇所は、段差の形状（影響範囲）や対策工法の特徴等を考慮して決定した。なお、補強材は十分な耐久性を有するものとし、路盤掘削工事等に伴い一時的に撤去が必要となった場合は、工事完了後に速やかに復旧を行う。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備する。</p> <p>7. 運用管理・保守管理</p> <p>地下水位低下設備の運用管理については、原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において運転上の制限（以下「LCO」という。）を設定するとともに、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材を配備し、手順書及び必要な体制を整備し、教育及び訓練を実施することを保安規定及び社内規定に定める。</p>	<p>VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違           <p>（設置変更許可と同様、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間（7 日間）を超える長期に及ぶ場合を想定し、一定の期間（2 カ月間）アクセスルートの通行性を確保する設計としており、地下水位低下設備の機能喪失から 2 カ月後の水位を浸透流解析により評価している。）</p> </li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>まとめ DB_4 条_別紙 18_女川原子力発電所 2 号炉 地下水位低下設備について</p> <p>第 I 編 地下水位低下設備の要求機能及び地下水位の設定方針</p> <p>2. 設計用地下水位の設定方針</p> <p>2.1 基本的な考え方</p> <p>施設の設計の前提が確保されるよう地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮するとともに、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する方針とする。</p> <p>地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し同様に水圧の影響を考慮するとともに、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する方針とする。</p> <p>地下水位低下設備の機能を考慮し、施設の設計用地下水位を設定するに当たっては、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保する方針とする。</p> <p>解析の保守性については、解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定の他、地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲<sup>※2</sup>に限定し考慮することにより確保する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(1) 設計用地下水位の設定方針</p> <p>詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。</p> <p>(3) モデル化方針の設定</p> <p>f. 予測解析</p> <p>予測解析においては揚圧力・地下水位が高めに算出されるよう、解析領域を対象施設近傍の O.P. +14.8m 盤周辺領域とし、山側を解析境界の地表面（法肩）に、海側を H.W.L. に水位固定した定常解析を行う。</p> <p>造成形状や構造物は安全対策工事完了段階に対応したモデル化を行い、ドレンは既設・新設のうち信頼性が確保された範囲に限定する。</p> <p>透水係数は、解析の再現性（観測水位への追従性）が確保される範囲で小さく（水位が高めに評価されるよう）設定する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違（実質的な相違なし）</li> </ul> <p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違（工事計画認可では、水位が高い場合が必ずしも保守的となる可能性も考慮し、水位を高く設定する目的を「保守性確保」から「液状化影響検討施設を幅広く抽出するため」に修正）</li> <li>解析の保守性確保の考え方（設置変更許可より変更なく、記載を具体化）</li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フローを別紙 18-3 図に示す。</p> <p>別紙 18-3 図 浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フロー</p>	<p>d. 解析フローの設定</p> <p>別紙 18-3 図 浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計を踏まえ具体化した事項</li> <li>(工事計画認可では、標準的なフローを参考に構成を見直し、(A)～(F) の要素を再構成。なお、工事計画認可では「水位が低い場合の影響検討」を追加しているが、基本的な解析プロセスに変更はない。)</li> </ul>

図 3.3-8 浸透流解析を用いた設計用揚圧力・設計用地下水位の設定フロー

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>(D) 地下水位低下設備の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸透流解析における算定条件として、地下水位低下設備は施設周辺における地下水位の保持に寄与し信頼性が確保できる範囲を有効なものとして設定する。</li> </ul> <p>(E) 設計用地下水位の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画認可段階で(A)～(D)に基づく予測解析を実施し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する。</li> </ul> <p>(F) 観測による検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防潮堤沈下対策前後の地下水位観測データを取得し、(E)にて定める設計用地下水位の検証を行う。</li> </ul> <p>設計用地下水位の設定に当たっては、①～③に示すとおり、建設時工認段階の地下水位設定（二次元浸透流解析）において適用した保守性確保方針（解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定、①と③）の他、さらに地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲に限定し考慮する（②）ことにより保守性を確保する方針とする。</p> <p>① 地盤の透水性 建設時工認の透水係数を基本とし地下水位を高めに評価するよう保守的に設定する。</p> <p>② ドレーンの有効範囲 信頼性が確保されたドレーンのみ管路として考慮する。施設に対するドレーンの配置から期待範囲を設定し、信頼性の確保に係る3つの観点（耐久性、耐震性、保守管理性）を満たす範囲を抽出した上で、地下水位低下設備の重要な安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえ講ずる設計上の配慮として、多重性及び独立性を確保できる範囲のみ有効範囲として設定する。</p> <p>③ 境界条件 解析境界の地表面に水位固定する（別紙18-4図、建設時工認と同様）。</p>	<p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(1) 設計用地下水位の設定方針 詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。</p> <p>(3) モデル化方針の設定 f. 予測解析 予測解析においては揚圧力・地下水位が高めに算出されるよう、解析領域を対象施設近傍のO.P.+14.8m盤周辺領域とし、山側を解析境界の地表面（法肩）に、海側をH.W.L.に水位固定した定常解析を行う。</p> <p>造成形状や構造物は安全対策工事完了段階に対応したモデル化を行い、ドレーンは既設・新設のうち信頼性が確保された範囲に限定する。</p> <p>透水係数は、解析の再現性（観測水位への追従性）が確保される範囲で小さく（水位が高めに評価されるよう）設定する。</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について ・記載表現の相違 (工事計画認可では、水位が高い場合が必ずしも保守的とならない可能性も考慮し、水位を高く設定する目的を「保守性確保」から「液状化影響検討施設を幅広く抽出するため」に修正)</p>
<p>2.4 地下水位が上昇した場合の影響確認</p> <p>(1) 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出</p> <p>耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果を別紙18-11図及び別紙18-3表に示す。</p>		

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果</p>	補足-600-1 地盤の支持性能について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項</li> <li>(工事計画認可では設計において地下水位の影響を受けない貫通部止水処置を記載削除)</li> </ul>	

別紙 18-11 図 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果

図 3-1 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等

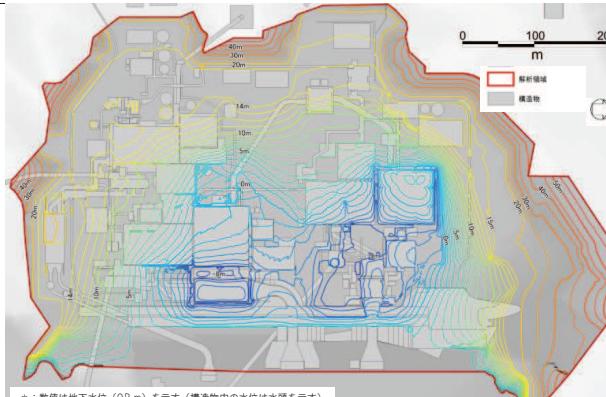
赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他																																																																																																																																		
<p>別紙 18-3 表 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎地盤・周辺斜面</td><td></td></tr> <tr> <td>  基礎地盤</td><td></td></tr> <tr> <td>  周辺斜面</td><td>対象となる周辺斜面はなし</td></tr> <tr> <td>建物・構築物*</td><td></td></tr> <tr> <td>  原子炉建屋</td><td></td></tr> <tr> <td>  制御建屋</td><td></td></tr> <tr> <td>  3号炉海水熱交換器建屋</td><td></td></tr> <tr> <td>  排気筒</td><td></td></tr> <tr> <td>  緊急時対策建屋</td><td>O.P.+62m 盤に設置</td></tr> <tr> <td>  緊急用電気品建屋</td><td>O.P.+62m 盤に設置</td></tr> <tr> <td>土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備</td><td></td></tr> <tr> <td>  防潮堤</td><td></td></tr> <tr> <td>  防潮壁</td><td></td></tr> <tr> <td>  海水ポンプ室</td><td></td></tr> <tr> <td>  原子炉機器冷却海水配管ダクト</td><td></td></tr> <tr> <td>  取水路</td><td></td></tr> <tr> <td>  軽油タンク室</td><td></td></tr> <tr> <td>  軽油タンク室(H)</td><td></td></tr> <tr> <td>  復水貯蔵タンク基礎</td><td></td></tr> <tr> <td>  軽油タンク連絡ダクト</td><td></td></tr> <tr> <td>  排気筒連絡ダクト</td><td></td></tr> <tr> <td>  3号炉海水ポンプ室</td><td></td></tr> <tr> <td>  取放水路流路縮小工</td><td></td></tr> <tr> <td>  ガスタービン発電設備軽油タンク室</td><td>O.P.+62m 盤に設置</td></tr> <tr> <td>  貫通部止水処置</td><td></td></tr> <tr> <td>  3号炉補機冷却海水系放水ピット</td><td></td></tr> <tr> <td>  揚水井戸(3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内)</td><td>浸水防止蓋の間接支持構造物</td></tr> <tr> <td>保管場所・アクセスルート</td><td></td></tr> <tr> <td>  保管場所</td><td>O.P.+14.8m 盤</td></tr> <tr> <td>  アクセスルート</td><td>O.P.+14.8m 盤</td></tr> <tr> <td>  保管場所・アクセスルート</td><td>O.P.+62m 盤に設置</td></tr> <tr> <td>  保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等	備考	基礎地盤・周辺斜面		基礎地盤		周辺斜面	対象となる周辺斜面はなし	建物・構築物*		原子炉建屋		制御建屋		3号炉海水熱交換器建屋		排気筒		緊急時対策建屋	O.P.+62m 盤に設置	緊急用電気品建屋	O.P.+62m 盤に設置	土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備		防潮堤		防潮壁		海水ポンプ室		原子炉機器冷却海水配管ダクト		取水路		軽油タンク室		軽油タンク室(H)		復水貯蔵タンク基礎		軽油タンク連絡ダクト		排気筒連絡ダクト		3号炉海水ポンプ室		取放水路流路縮小工		ガスタービン発電設備軽油タンク室	O.P.+62m 盤に設置	貫通部止水処置		3号炉補機冷却海水系放水ピット		揚水井戸(3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物	保管場所・アクセスルート		保管場所	O.P.+14.8m 盤	アクセスルート	O.P.+14.8m 盤	保管場所・アクセスルート	O.P.+62m 盤に設置	保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面		<p>表 3-2 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎地盤・周辺斜面</td><td></td></tr> <tr> <td>  基礎地盤</td><td></td></tr> <tr> <td>  周辺斜面</td><td>対象となる周辺斜面なし</td></tr> <tr> <td>建物・構築物*<sup>1</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>  原子炉建屋</td><td></td></tr> <tr> <td>  制御建屋</td><td></td></tr> <tr> <td>  第3号機海水熱交換器建屋</td><td></td></tr> <tr> <td>  排気筒</td><td></td></tr> <tr> <td>  緊急時対策建屋</td><td>O.P.+62m 盤</td></tr> <tr> <td>  緊急用電気品建屋</td><td>O.P.+62m 盤</td></tr> <tr> <td>土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備</td><td></td></tr> <tr> <td>  防潮堤</td><td></td></tr> <tr> <td>  防潮壁</td><td></td></tr> <tr> <td>  海水ポンプ室</td><td></td></tr> <tr> <td>  原子炉機器冷却海水配管ダクト</td><td></td></tr> <tr> <td>  取水路</td><td></td></tr> <tr> <td>  軽油タンク室</td><td></td></tr> <tr> <td>  軽油タンク室(H)</td><td></td></tr> <tr> <td>  復水貯蔵タンク基礎</td><td></td></tr> <tr> <td>  軽油タンク連絡ダクト</td><td></td></tr> <tr> <td>  排気筒連絡ダクト</td><td></td></tr> <tr> <td>  第3号機海水ポンプ室</td><td></td></tr> <tr> <td>  取放水路流路縮小工</td><td></td></tr> <tr> <td>  ガスタービン発電設備軽油タンク室</td><td>O.P.+62m 盤</td></tr> <tr> <td>  第3号機補機冷却海水系放水ピット</td><td></td></tr> <tr> <td>  揚水井戸(第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内)</td><td>浸水防止蓋の間接支持構造物</td></tr> <tr> <td>保管場所・アクセスルート</td><td></td></tr> <tr> <td>  保管場所</td><td>O.P.+14.8m 盤</td></tr> <tr> <td>  アクセスルート</td><td>O.P.+14.8m 盤</td></tr> <tr> <td>  保管場所・アクセスルート</td><td>O.P.+62m 盤</td></tr> <tr> <td>  保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等	備考	基礎地盤・周辺斜面		基礎地盤		周辺斜面	対象となる周辺斜面なし	建物・構築物* <sup>1</sup>		原子炉建屋		制御建屋		第3号機海水熱交換器建屋		排気筒		緊急時対策建屋	O.P.+62m 盤	緊急用電気品建屋	O.P.+62m 盤	土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備		防潮堤		防潮壁		海水ポンプ室		原子炉機器冷却海水配管ダクト		取水路		軽油タンク室		軽油タンク室(H)		復水貯蔵タンク基礎		軽油タンク連絡ダクト		排気筒連絡ダクト		第3号機海水ポンプ室		取放水路流路縮小工		ガスタービン発電設備軽油タンク室	O.P.+62m 盤	第3号機補機冷却海水系放水ピット		揚水井戸(第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物	保管場所・アクセスルート		保管場所	O.P.+14.8m 盤	アクセスルート	O.P.+14.8m 盤	保管場所・アクセスルート	O.P.+62m 盤	保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項</li> </ul> <p>(工事計画認可では設計において地下水位の影響を受けない貫通部止水処置を記載削除)</p>
施設等	備考																																																																																																																																			
基礎地盤・周辺斜面																																																																																																																																				
基礎地盤																																																																																																																																				
周辺斜面	対象となる周辺斜面はなし																																																																																																																																			
建物・構築物*																																																																																																																																				
原子炉建屋																																																																																																																																				
制御建屋																																																																																																																																				
3号炉海水熱交換器建屋																																																																																																																																				
排気筒																																																																																																																																				
緊急時対策建屋	O.P.+62m 盤に設置																																																																																																																																			
緊急用電気品建屋	O.P.+62m 盤に設置																																																																																																																																			
土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備																																																																																																																																				
防潮堤																																																																																																																																				
防潮壁																																																																																																																																				
海水ポンプ室																																																																																																																																				
原子炉機器冷却海水配管ダクト																																																																																																																																				
取水路																																																																																																																																				
軽油タンク室																																																																																																																																				
軽油タンク室(H)																																																																																																																																				
復水貯蔵タンク基礎																																																																																																																																				
軽油タンク連絡ダクト																																																																																																																																				
排気筒連絡ダクト																																																																																																																																				
3号炉海水ポンプ室																																																																																																																																				
取放水路流路縮小工																																																																																																																																				
ガスタービン発電設備軽油タンク室	O.P.+62m 盤に設置																																																																																																																																			
貫通部止水処置																																																																																																																																				
3号炉補機冷却海水系放水ピット																																																																																																																																				
揚水井戸(3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物																																																																																																																																			
保管場所・アクセスルート																																																																																																																																				
保管場所	O.P.+14.8m 盤																																																																																																																																			
アクセスルート	O.P.+14.8m 盤																																																																																																																																			
保管場所・アクセスルート	O.P.+62m 盤に設置																																																																																																																																			
保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面																																																																																																																																				
施設等	備考																																																																																																																																			
基礎地盤・周辺斜面																																																																																																																																				
基礎地盤																																																																																																																																				
周辺斜面	対象となる周辺斜面なし																																																																																																																																			
建物・構築物* <sup>1</sup>																																																																																																																																				
原子炉建屋																																																																																																																																				
制御建屋																																																																																																																																				
第3号機海水熱交換器建屋																																																																																																																																				
排気筒																																																																																																																																				
緊急時対策建屋	O.P.+62m 盤																																																																																																																																			
緊急用電気品建屋	O.P.+62m 盤																																																																																																																																			
土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備																																																																																																																																				
防潮堤																																																																																																																																				
防潮壁																																																																																																																																				
海水ポンプ室																																																																																																																																				
原子炉機器冷却海水配管ダクト																																																																																																																																				
取水路																																																																																																																																				
軽油タンク室																																																																																																																																				
軽油タンク室(H)																																																																																																																																				
復水貯蔵タンク基礎																																																																																																																																				
軽油タンク連絡ダクト																																																																																																																																				
排気筒連絡ダクト																																																																																																																																				
第3号機海水ポンプ室																																																																																																																																				
取放水路流路縮小工																																																																																																																																				
ガスタービン発電設備軽油タンク室	O.P.+62m 盤																																																																																																																																			
第3号機補機冷却海水系放水ピット																																																																																																																																				
揚水井戸(第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物																																																																																																																																			
保管場所・アクセスルート																																																																																																																																				
保管場所	O.P.+14.8m 盤																																																																																																																																			
アクセスルート	O.P.+14.8m 盤																																																																																																																																			
保管場所・アクセスルート	O.P.+62m 盤																																																																																																																																			
保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面																																																																																																																																				

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>(2) 地下水位の上昇による影響と対応方針</p> <p>a. 地下水位が上昇した場合における施設に生じる影響について</p> <p>地下水位が上昇した場合には、揚圧力上昇及び液状化による土圧等の変化により施設の耐震性等に影響が及ぶ可能性がある。</p> <p>地下水位の上昇に伴う影響は別紙 18-12 図に示すステップ順に段階的に生じるものと考えられる。</p> <p>別紙 18-12 図 地下水位上昇時に施設に段階的に生じる影響の概念図</p>	<p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(3) モデル化方針の設定</p> <p>g. 地下水位の上昇による影響と着目する指標</p> <p>(b) 地下水位の上昇による影響が生じるまでの時間</p> <p>二.. 着目する指標</p> <p>地下水位の上昇に伴う各影響は図 3.3-13 のようにステップ 1 より段階的に生じると整理される。この整理を踏まえ、ドレン配置の検討にあたっては、建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇影響に着目する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ステップ 1 : 揚圧力 [約 25 時間後～] 建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇（基礎版の耐震性に影響）</p> <p>ステップ 2 : 液状化 [約 1 カ月後～] 周辺地盤の液状化に伴う施設へ作用する土圧等の変化（躯体の耐震性に影響）</p> <p>ステップ 3 : 浮上り [約 2 カ月後～] 周辺地盤の液状化に伴う地下構造物の浮上り（躯体の安定性に影響）</p> </div> <p>図 3.3-13 地下水位上昇による耐震性への影響</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違           <p>(解析等に基づく各ステップの影響発生までの時間軸の情報を追加しているが、実質的な相違なし)</p> </li> </ul>
<p>b. 地下水位上昇の影響を低減するための対応方針</p> <p>地下水位上昇の影響を低減するため地下水位を低下させる対策や施設の耐震補強の選択肢が考えられるが、地下水位の上昇による影響が段階的に進むことを踏まえ、早期に影響が生じる建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を検討の上、設置することとする。</p> <p>液状化影響は、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を用い評価し、当該施設の機能が損なわれるおそれがないことを確認する。また、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 基本方針(10)(11)～同様の方針を記載</li> </ul>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違           <p>(実質的な相違なし)</p> </li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>一方、以下の施設は設計用地下水位の設定において地下水位低下設備の機能に期待しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンク室（いずれも O.P. +62m 盤で、自然水位（地下水位低下設備の効果が及ばない範囲の地下水位）より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定）</li> <li>・取放水路流路縮小工（岩盤内に設置され、地下水位は設計に影響しない）</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面（自然水位（地下水位低下設備の効果が及ばない範囲の地下水位）より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定）</li> </ul> <p>また、アクセスルートについては、c. アクセスルートの機能維持の方針で述べる。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備保管場所については、支持力のみの要求であり、岩盤・MMR 上に設置されるため、地下水位の影響は受けない。</p> <p>以上の対応方針については、工事計画認可段階において浸透流解析の結果を踏まえ、詳細を提示する。</p> <p>c. アクセスルートの機能維持の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンク室は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし（工事計画認可では地表面に設定し評価（表 3.3-12 に設計用地下水位を「地表面」と記載））</li> <li>・取放水路流路縮小工は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし（工事計画認可では地表面に設定し評価（表 3.3-13 に設計用地下水位を「地表面」と記載））</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし（工事計画認可では自然水位より保守的に設定し評価）</li> </ul> <p>参考資料 3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表 3-3(3)へ、保管場所の影響評価結果として、設置変更許可と同様、「岩盤・MMR 上に設置されるため地下水位の影響は受けない」旨を記載。</li> </ul> <p>3.3.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを仮定した評価</p> <p>地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの通行性への影響が考えられる。</p> <p>地盤の液状化によるアクセスルートへの影響については、設置変更許可の方針（次頁参照）と同様に、通常の運転状態から地下水位低下設備の機能を考慮しない状態に移行することを仮定し、一定の期間（2 カ月間。外部からの支援が可能となるまでの一定期間（7 日間）を超える、長期に及ぶ場合を想定し設定）が経過した後の地下水位を浸透流解析（非定常解析）により評価し、この水位を参照して地中構造物の浮上りを評価の上、アクセスルートの通行性を確保する設計をしている。</p> <p>アクセスルートの評価において参考する予測解析結果を図 3-10 に示す。</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項（いずれも地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更はない。なお、可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおける設計用地下水位は「VI-1-1-6-別添 1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に記載）</li> </ul> <p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載表現の相違（実質的な相違なし）</li> </ul> <p>補足-600-25-1 地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載表現の相違（設置変更許可段階の整理を踏まえ、アクセスルートの設計用地下水位は地下水位低下設備の機能喪失が長期間（約 2 カ月）継続した状態を考慮した浸透流解析に基づき評価。）</li> </ul>

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり<sup>*1</sup>の影響を受けることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に係る配慮事項を別紙 18-4 表及び以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮<sup>*2</sup>により、地下水位は一定の範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。</li> <li>また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保する設計<sup>*3, *4</sup>とする。</li> <li>地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。</li> <li>地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超える長期に及ぶ場合においては、予め整備する手順と体制に従い、外部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。</li> </ul> <p>※1：アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地下水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面とする。</p> <p>※2：機能喪失時の配慮については、第II編で詳述する。</p>	 <p>図 3-10 アクセスルートの評価において参照する地下水位分布 (0.P., m)</p> <p>&lt;参考&gt; 設置変更許可におけるアクセスルートの機能維持の方針（まとめ資料）</p> <p>アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり<sup>*1</sup>の影響を受けることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に係る配慮事項を下表及び以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮<sup>*2</sup>により、地下水位は一定の範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。</li> <li>また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保する設計<sup>*3, *4</sup>とする。</li> <li>地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。</li> <li>地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超える長期に及ぶ場合においては、予め整備する手順と体制に従い、外部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。</li> </ul> <p>注記 * 1：アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地下水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面とする。</p> <p>* 2：機能喪失時の配慮については、第II編で詳述する。</p>	<p>詳細設計を踏まえ具体化した事項（浸透流解析に基づくアットプット）</p> <p>補足-600-25-1 地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>※3：地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定して、工事計画認可段階で機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を評価した上で、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響について評価し、アクセスルートの通行性を一定期間確保する設計とする。この結果、アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策を講ずる。</p> <p>※4：概略評価で150日間程度はアクセスルートの通行性に影響がない見通しを得ているが、外部からの支援が可能となるまでの期間を踏まえ、一定期間として2か月程度を確保することを目安に、工認段階における詳細評価も踏まえて地盤改良等の対策要否を判断する。</p>	<p>* 3：地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定して、工事計画認可段階で機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を評価した上で、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響について評価し、アクセスルートの通行性を一定期間確保する設計とする。この結果、アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策を講ずる。</p> <p>* 4：外部からの支援が可能となるまでの期間を踏まえ、一定期間として2か月程度を確保することを目安に、工認段階における詳細評価も踏まえて地盤改良等の対策要否を判断する。</p>	

別紙18-4表 アクセスルートの機能維持に係る配慮事項

配慮事項	通常運転状態	設計基準事故等状態	重大事故等状態
地下水位低下設備に対する設計上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能の重要度分類におけるクラス1相当の配慮（外部事象等への配慮、非常用交流電源設備に接続等）</li> <li>・耐震性の確保（S<sub>s</sub>機能維持<sup>*</sup>）</li> <li>・常設代替交流電源設備（GTG）に接続</li> </ul>		
地下水位低下設備に対する機能喪失時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備及び予備品による復旧</li> </ul>		
アクセスルートに対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策</li> <li>・外部支援等の活用による通行性の確保</li> </ul>		

\* 基準地震動 S<sub>s</sub>に対し機能維持することを確認する。以下同様に記載

表 アクセスルートの機能維持に係る配慮事項

配慮事項	通常運転状態	設計基準事故等状態	重大事故等状態
地下水位低下設備に対する設計上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能の重要度分類におけるクラス1相当の配慮（外部事象等への配慮、非常用交流電源設備に接続等）</li> <li>・耐震性の確保（S<sub>s</sub>機能維持<sup>*</sup>）</li> <li>・常設代替交流電源設備（GTG）に接続</li> </ul>		
地下水位低下設備に対する機能喪失時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備及び予備品による復旧</li> </ul>		
アクセスルートに対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策</li> <li>・外部支援等の活用による通行性の確保</li> </ul>		

注記 \* : 基準地震動 S<sub>s</sub>に対し機能維持することを確認する。

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可				工事計画認可				資料番号他			
<p>d. 地下水位の影響を踏まえた評価と対応</p> <p>耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について、地下水位の影響を踏まえた評価と対応を別紙 18-5 表のとおり整理した。</p> <p>別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (1 / 3)</p>				<p>参考資料 3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果</p> <p>表 3-3 (1) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (1/3)</p>				<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (排気筒、緊急時対策建屋他における設計用地下水位の設定方法を変更)</p>			
地下水位の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策									
		評価結果		<p><b>影響なし</b> (原子炉建屋の地下水位は基礎版中央に設定しているが、地下水位の設定は基礎地盤の評価結果に影響しない。なお、その他は周辺地盤を含め地表面に設定。)</p>							
基礎地盤 ・周辺斜面	・基礎地盤			対策	地下水位低下設備	—					
		各施設等(耐震補強)	—								
建物・構築物		評価結果		<p><b>影響あり</b> (揚圧力影響、液状化影響)</p>							
				原子炉建屋 ・制御建屋 ・3号炉海水熱交換器建屋 ・排気筒	対策	地下水位低下設備	<p>【揚圧力対策】 ○: 地下水位低下設備の設置 【液状化対策】 △: (設計用地下水位の設定において前提とする。)</p>				
						各施設等(耐震補強)	△: 耐震評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。				
		・緊急時対策建屋 ・緊急用電気品建屋		評価結果		<p><b>影響なし</b> (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)</p>					
						対策	地下水位低下設備	—			
							各施設等(耐震補強)	—			
<p><b>凡　則</b></p> <p>○: 地下水位低下設備が設計上必要 △: 地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要</p>											
<p>別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (2 / 3)</p>				<p>表 3-3 (2) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (2/3)</p>							
地下水位の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策									
		評価結果		<p><b>影響あり</b> (揚圧力影響、液状化影響)</p>							
土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備	・防潮堤 ・防潮壁 ・海水ポンプ室 ・原子炉機器冷却海水配管ダクト ・取水路 ・軽油タンク室 ・軽油タンク室(H) ・復水貯蔵タンク基礎 ・軽油タンク連結ダクト ・排水ポンプ室 ・貫通部止水処置 ・3号炉海水ポンプ室 ・揚水井戸 (3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内)			対策	地下水位低下設備	△: (設計用地下水位の設定において前提とする。)					
		各施設等(耐震補強)	△: 耐震評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。								
・取放水路流路縮小工 ・ガスタービン発電設備軽油タンク室		評価結果		<p><b>影響なし</b> (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)</p>							
				対策	地下水位低下設備	—					
					各施設等(耐震補強)	—					
<p><b>凡　則</b></p> <p>○: 地下水位低下設備が設計上必要 △: 地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要</p>											

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可		工事計画認可		資料番号他	
別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（3/3）					
地下水位の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策			
保管場所、 アクセスルート	・保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果 <b>影響なし</b> (地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設計用地下水位を設定しているが、保管場所(O.P.+14.8m盤)は、岩盤、MMR上に設置されるため、地下水位の設定は評価結果に影響しない)			
		対策 地下水位低下設備 —	—		
		各施設等(耐震補強) —	—		
	・アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	評価結果 <b>影響あり</b> （液状化影響）			
		対策 地下水位低下設備 △: (地下水位低下設備が機能喪失した場合は初期水位として考慮)	△: (地下水位低下設備が機能喪失した場合は初期水位として考慮)		
		各施設等(耐震補強) —	△: c.[アクセスルートの考え方と地下水位低下設備における配慮]参照		
	・保管場所、アクセスルート (O.P.+62m盤)	評価結果 <b>影響なし</b> （地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定）			
		対策 地下水位低下設備 —	—		
		各施設等(耐震補強) —	—		
	・保管場所、アクセスルート において評価する斜面	評価結果 <b>影響なし</b> （地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定）			
		対策 地下水位低下設備 —	—		
<small>目録 ○:地下水位低下設備が設計上必要 △:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策 —:対策不要</small>		<small>目録 ○:地下水位低下設備が設計上必要 △:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策 —:対策不要</small>			
表 3-3 (3) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (3/3)					
地下水位の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策			
保管場所、 アクセスルート	・保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果 <b>影響なし</b> (地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設計用地下水位を設定しているが、保管場所(O.P.+14.8m盤)は、岩盤、MMR上に設置されるため、地下水位の設定は評価結果に影響しない)			
		対策 地下水位低下設備 —	—		
		各施設等(耐震補強) —	—		
	・アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	評価結果 <b>影響あり</b> （液状化影響）			
		対策 地下水位低下設備 △: (地下水位低下設備の機能喪失を仮定し、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮上)評価を行う	△: (地下水位低下設備の機能喪失を仮定し、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮上)評価を行う		
		各施設等(耐震補強) —	△: 評価結果は「VI-1-1-6-別添1 可搬型重大事故等対処施設の保管場所及びアクセスルート」に示す		
	・保管場所、アクセスルート (O.P.+62m盤)	評価結果 <b>影響なし</b> （地下水位を地表面に設定し評価）			
		対策 地下水位低下設備 —	—		
		各施設等(耐震補強) —	—		
	・保管場所、アクセスルート において評価する斜面	評価結果 <b>影響なし</b> （地下水位を自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて評価）			
		対策 地下水位低下設備 —	—		
		各施設等(耐震補強) —	—		
3. 地下水位低下設備の設計方針 3.1 耐震重要度分類上の位置付け					
・地下水位低下設備を設計基準対象施設として耐震重要度分類Cクラスに分類し、 基準地震動S sに対して機能維持させる設計とする旨を記載。					
・2.1 基本方針(10)(11)～同様の方針を記載					
・詳細設計段階の検討を踏まえて、排気筒、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋、 ガスタービン発電設備軽油タンク室における設計用地下水位の設定方法を変更 している。					
VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針					
・記載表現の相違 (実質的な相違なし)					
VI-2-1-1 耐震設計の基本方針					
・記載表現の相違 (実質的な相違なし)					
・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (各施設の設計用地下水位の設定結果を参照した耐震設計結果については別途説明)					

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
b. 地下水位低下設備と対応条文の関連性等 地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第4条或いは第39条への適合性を示すことにより確認する。	参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果 ・表3-4へ地震時の影響について技術基準規則第5条或いは第40条への適合性を示すことにより確認する旨を記載	補足-600-1 地盤の支持性能について ・記載表現の相違（実質的な相違なし）

別紙 18-6 表 耐震評価において地下水位の影響を受ける施設等の  
地下水位低下設備との関係並びに設置許可基準規則における対応条文の整理

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可

施設等	(A) 設計基準 が設備本体 の構成部 分に直接的 に必要とす る場合	(B) 左記(A)にい くべき特徴 ある地下水 位を前提とす る場合	(C) 不要	関連する条文 関係を示す(■は△への適合性を示すことによる所詮)				備考
				地盤		津波・余震重量	重大事 故対 応設備	
				3条 1項 38条 1項 ※2	3条 2項 38条 2項 ※4	4条 ※4	39条 5条 ※4	
基礎地盤 周辺地面	基礎地盤 周辺地面	○	○	△	△	△	△	△
建物・構築物	耐震計画 用の建物 設備等	○	○	△	△	△	△	△
	緊急用資材・品 物庫	○	○	○	△	△	△	△
	防潮壁	○	○	△	△	△	△	△
	海水淡化装置 海水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
	雨水管	○	○	△	△	△	△	△
	機械油タンク室 (1)	○	○	△	△	△	△	△
土木構造物	機械室 雨水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
	浸水防止設備	○	○	△	△	△	△	△
	浸水防止設備 排水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
	排水ポンプ室 雨水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
	排水ポンプ室 雨水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
	排水ポンプ室 雨水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
	排水ポンプ室 雨水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
	排水ポンプ室 雨水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
	排水ポンプ室 雨水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
	排水ポンプ室 雨水ポンプ室	○	○	△	△	△	△	△
保管場所・ アセスメント	保管場所 アセスメント	○	○	○	○	○	○	△
	保管場所 アセスメント (O.P.+1.8m盤)	○	○	○	○	○	○	△
	保管場所 アセスメント (O.P.+62m盤)	○	○	○	○	○	○	△

\*1 地下水位の影響を踏まえた対策については、工事計画認可段階にその詳細を示す。

\*2 地下水位が影響しないため、条文適合上不採用し理屈した。なお、基礎地盤の安全地盤の一つとして、地下水位の設定について設置要件を確認する。

\*3 設置許可基準規則第5条と同様の要求であり、規則第5条及び第38条第2項、第4条及び第38条第3項については、第44条への適合性を示す。また、同第3条2項及び第38条第2項、第4条及び第38条第3項についても、それぞれ同一の地盤、地震に対する同一の地盤、地震に対する同一の地盤で、代表的に設置許可申請規則第4条への適合性を示すことを確認する。

\*4 金属性に対する要求を全く設置許可や重大事故等対応施設の適合性を要求しているものであり、地震時の影響についても、代表的に施設の適合性を示すことを確認する。

表 3-1 地下水位低下設備の機能を考慮した設置用地下水位を設定する範囲

施設等	安全性能保 証における 地下水位低下設備 の位置付け*	開連する条文 各条文の危険関係を示す(■は△への適合性を示すことにより確認)				工事計画認可段階 における 地下水位の振 幅	
		地盤		津波・余震重量	重大事 故対 応設備		
		(設置変更規 則の対応文を記載)	地盤	津波・余震重量	重大事 故対 応設備		
建物・構築物	(A) 設計基準 の直接的 に必要と する場合	(B) 左記(A)に 記載の特 徴ある地 下水位を前 提とする (必要時は対 応)	3条 2項 ※3	5条 ※3	50条 ※3	6条 ※3	51条 ※3
	原子炉建屋	○	△	○	○	○	○
	制御建屋	○	△	○	○	○	○
	第3号機海水熱交換器建屋	○	△	△	○	○	○
	防潮壁	○	△	△	△	△	△
	海水ポンプ室	○	△	△	△	△	△
	原子炉機器冷却海水配管ダクト	○	△	△	△	△	△
	取水路	○	△	△	△	△	△
	海水ポンプ室 (1)	○	△	△	△	△	△
	海水貯蔵タンク基礎	○	△	△	△	△	△
	海水貯蔵タンク連絡ダクト	○	△	△	△	△	△
	排気筒連絡ダクト	○	△	△	△	△	△
	第3号機海水ポンプ室	○	△	△	△	△	△
	第3号機海水冷却海水系放水ポンプ室	○	△	△	△	△	△
	揚水井戸(第3号機海水ポンプ室 防潮壁区画内)	○	△	△	△	△	△
	アセスメント (0.P.+14.8m盤)	○	○	○	○	○	△

注記\*1：地下水位の影響を受ける施設等、及び地下水位の影響を踏まえた対策については、各施設の耐震計算書等にその詳細を示す。

\*2：技術基準規則第50条は同規則第5条と同様の要求であり、規則第5条及び第38条第2項についても、第50条への適合性を確認する。

\*3：余震時に対する要求を含む技術基準規則第6条・第51条及び第38条第3項についても、第50条への適合性をもって確認する。また、設置変更許可基準規則第3条2項及び第38条第2項、技術基準規則第5条と同様の要求を含む技術基準規則第5条への適合性を要求しているものであり、地震時の影響については、代表的に技術基準規則第5条への適合性を示すことにより確認する。

資料番号他

・ 詳細設計を踏まえ具体化した  
事項  
(排気筒を(A)→(C)へ変更)

## 2.5 観測による検証

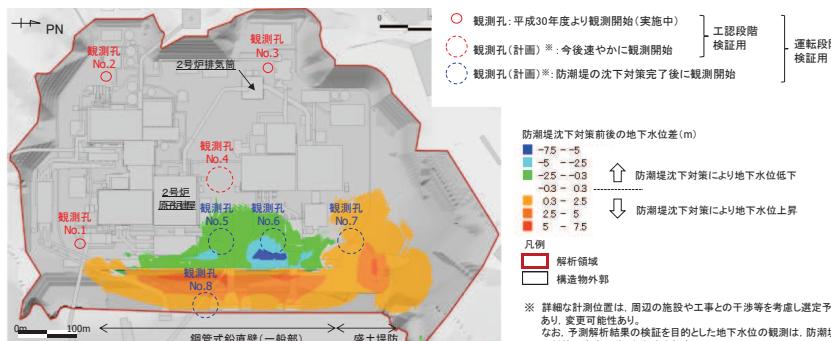
設計用地下水位の設定に用いる予測解析は防潮堤沈下対策完了後の状態をモデル化することから、予測解析結果の妥当性の検証として、防潮堤沈下対策の工事完了後に地下水位の観測を行い、解析にて想定した地下水位を観測水位が下回ることを確認する。

観測孔は、防潮堤の沈下対策による地下水位への影響範囲を考慮し設定する。

地下水位観測計画位置を別紙 18-13 図に示す。

工事計画認可段階の予測解析の検証においては、防潮堤の沈下対策の影響を受けない No. 1～No. 4 孔の観測記録を参照する。また、防潮堤の沈下対策工事完了後の運転段階においては、防潮堤外も含めて No. 5～No. 8 孔の観測記録を検証材料に加える。

なお、今後の地下水位設定の信頼性確認等への活用を念頭に、別紙 18-13 図のうち複数孔については防潮堤沈下対策影響の検証後も観測を継続し、基礎データとして集積していく。



別紙 18-13 図 地下水位観測計画位置

## (8) 今後実施する浸透流解析の妥当性の検証

予測解析結果は、将来的な防潮堤の沈下対策や新設ドレン等を考慮したものであることから、今後、これらの施工が完了した運転段階において地下水位の観測記録を取得し、設計用地下水位と比較することにより、予測解析の妥当性を確認する方針とする。

地下水位観測計画を図 3.3-54 に示す。

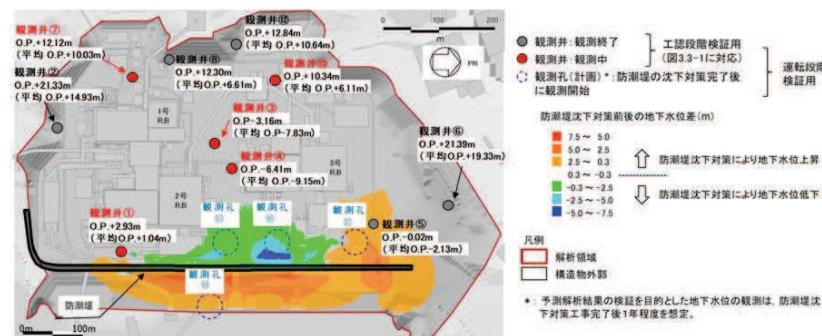


図 3.3-54 防潮堤沈下対策による影響範囲と今後の地下水位観測計画

補足-600-1 地盤の支持性能について

### ・記載表現の相違

（工事計画認可では観測データを追加し説明。防潮堤沈下対策完了後の観測計画は変更なし）

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可				工事計画認可											資料番号他		
第II編 地下水位低下設備の信頼性向上の方針				4. 機能設計方針及び設計仕様											VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針		
3. 機能喪失要因等の分析に基づく設備構成の検討				4.2 各機能の設計方針及び設計仕様													
3.4 分析結果を踏まえた信頼性向上のための配慮事項				4.2.1 集水機能													
表 4-2 集水機能の設計において考慮する事象																	
機能	構成部位	単一故障及び技術基準規則の要求を踏まえた機能喪失要因															
		單一故障	地震(7条)	津波(7条)	風(台風)(7条)	竜巻(7条)	凍結(7条)	降水(7条)	積雪(7条)	落雷(7条)	火山(7条)	生物学的事象(7条)	森林火災(外部火災)(7条)	内部火災(11条)	内部溢水(12条)		
集水機能	ドレーン・接続桿	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	地震	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
支持・閉塞防止機能	揚水井戸	凡例 ○：事象に対し設備が影響を受けない、●：設計において考慮する事象、-：静的機器であり評価対象外															
		地震	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
排水機能	揚水ポンプ	ランダム故障	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		地震	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		竜巻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		落雷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	火山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	配管	ランダム故障	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		地震	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		竜巻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	監視・制御機能	制御盤	ランダム故障	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			地震	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
台風、竜巻			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
凍結			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
降水			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
積雪			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
落雷			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
火山			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
生物学的事象			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
森林火災(外部火災)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
内部火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
内部溢水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
水位計	ランダム故障	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	地震	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	竜巻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	落雷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	火山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
電源機能	電源(非常用DG)	ランダム故障	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

#### 4. 機能設計方針及び設計仕様

##### 4.2 各機能の設計方針及び設計仕様

###### 4.2.1 集水機能

表 4-2 集水機能の設計において考慮する事象

機能	構成部位	単一故障及び技術基準規則の要求を踏まえた機能喪失要因														
		單一故障	地震(7条)	津波(7条)	風(台風)(7条)	竜巒(7条)	凍結(7条)	降水(7条)	積雪(7条)	落雷(7条)	火山(7条)	生物学的事象(7条)	森林火災(外部火災)(7条)	内部火災(11条)	内部溢水(12条)	
集水機能	ドレーン・接続桿	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地震	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

###### 4.2.2 支持・閉塞防止機能

表 4-8 支持・閉塞防止機能の設計において考慮する事象

機能	構成部位	単一故障及び技術基準規則の要求を踏まえた機能喪失要因														
		單一故障	地震(7条)	津波(7条)	風(台風)(7条)	竜巒(7条)	凍結(7条)	降水(7条)	積雪(7条)	落雷(7条)	火山(7条)	生物学的事象(7条)	森林火災(外部火災)(7条)	内部火災(11条)	内部溢水(12条)	
支持・閉塞防止機能	揚水井戸	-	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	蓋	-	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○

###### 4.2.3 排水機能

表 4-10 排水機能の設計において考慮する事象

機能	構成部位	単一故障及び技術基準規則の要求を踏まえた機能喪失要因														
		單一故障	地震(7条)	津波(7条)	風(台風)(7条)	竜巒(7条)	凍結(7条)	降水(7条)	積雪(7条)	落雷(7条)	火山(7条)	生物学的事象(7条)	森林火災(外部火災)(7条)	内部火災(11条)	内部溢水(12条)	
排水機能	揚水ポンプ	●	●	○	○	●	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○
	配管	●	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例 ○：事象に対し設備が影響を受けない、●：設計において考慮する事象、-：静的機器であり評価対象外

###### 4.2.4 監視・制御機能

表 4-13 監視・制御機能の設計において考慮する事象

機能	構成部位	単一故障及び技術基準規則の要求を踏まえた機能喪失要因														
		單一故障	地震(7条)	津波(7条)	風(台風)(7条)	竜巒(7条)	凍結(7条)	降水(7条)	積雪(7条)	落雷(7条)	火山(7条)	生物学的事象(7条)	森林火災(外部火災)(7条)	内部火災(11条)	内部溢水(12条)	
監視・制御機能	制御盤	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水位計	●	●	○	○	●	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○

凡例 ○：事象に対し設備が影響を受けない、●：設計において考慮する事象、-：静的機器であり評価対象外

・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項  
(揚水井戸の蓋について、竜巻による飛来物及び火山灰の侵入に対して排水機能及び監視・制御機能を維持可能な設計とするため、支持・閉塞防止機能の構成部位に追加した。)

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他																																																																		
<p>4.2.5 電源機能</p> <p>表 4-15 電源機能の設計において考慮する事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器</th> <th rowspan="2">構成部位</th> <th colspan="12">單一故障及び技術基準規則の要求を踏まえた機能喪失要因</th> </tr> <tr> <th>單一故障</th> <th>地震 (5度)</th> <th>津波 (3度)</th> <th>風(台風) (7度)</th> <th>電雷 (7度)</th> <th>凍結 (7度)</th> <th>降水 (7度)</th> <th>積雪 (7度)</th> <th>落雷 (7度)</th> <th>火山 (7度)</th> <th>生物学者事務 (7度)</th> <th>森林火災 (外部火災) (7度)</th> <th>内部火災 (11度)</th> <th>内部溢水 (12度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電源機能</td> <td>電池 (非常用ディーゼル発電機)</td> <td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>電源盤</td> <td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：事象に対し設備に影響を受けない、●：設計において考慮する事象、-：静的機器であり評価対象外</p> <h3>3.5 監視・制御機能及び電源接続の系統構成</h3> <p>4. 機能設計方針及び設計仕様</p> <h4>4.1 地下水位低下設備の概要</h4> <p>別紙 18-24 図 地下水位低下設備の電源系、監視・制御系の系統構成概要</p> <p>図 4-3 系統構成図</p>	機器	構成部位	單一故障及び技術基準規則の要求を踏まえた機能喪失要因												單一故障	地震 (5度)	津波 (3度)	風(台風) (7度)	電雷 (7度)	凍結 (7度)	降水 (7度)	積雪 (7度)	落雷 (7度)	火山 (7度)	生物学者事務 (7度)	森林火災 (外部火災) (7度)	内部火災 (11度)	内部溢水 (12度)	電源機能	電池 (非常用ディーゼル発電機)	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	電源盤	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	電話	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●
機器			構成部位	單一故障及び技術基準規則の要求を踏まえた機能喪失要因																																																																
	單一故障	地震 (5度)		津波 (3度)	風(台風) (7度)	電雷 (7度)	凍結 (7度)	降水 (7度)	積雪 (7度)	落雷 (7度)	火山 (7度)	生物学者事務 (7度)	森林火災 (外部火災) (7度)	内部火災 (11度)	内部溢水 (12度)																																																					
電源機能	電池 (非常用ディーゼル発電機)	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																							
	電源盤	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																							
	電話	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																							

・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項  
(電源機能について電源盤及び電路を追加し、単一故障及び技術基準規則の要求踏まえた機能喪失要因を再整理した。)

・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項  
(揚水井戸単位で多重性を確保した設計に加え、揚水井戸内の揚水ポンプ及び水位計を多重化し、単一故障を考慮しても、各揚水井戸の排水機能及び監視・制御機能を維持する設計とした。)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>4. 運用管理・保守管理の方針</p> <p>(1) 運用管理及び保守管理に係る位置付け</p> <p>原子炉施設保安規定及びこれに関連付けた社内規定類において、地下水位低下設備の運用管理、保守管理に係る事項を定める。具体的には、運用管理については運転上の制限等を定めるとともに、必要な手順を整備した上で管理していく。また、保守管理については予防保全対象として管理していく。</p> <p>【運用管理の方針(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原子炉施設保安規定において、地下水位低下設備に運転上の制限(以下、「LCO」と記載)を設定する。</li> </ul> <p>&lt;具体的な対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• LCO, LCOを満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間(以下、「AOT」と記載)を設定し、逸脱した場合には、原子炉を停止することを定める。</li> <li>• 地下水位低下設備が動作可能であることを定期的に確認することを定める。</li> <li>➢ 原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類において地下水位低下設備の運転管理方法を定める。</li> </ul> <p>&lt;具体的な対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地下水位低下設備の運用に係る体制、確認項目・対応等を整備する。</li> <li>• 地下水位低下設備が機能喪失した場合に、可搬型設備による機動的な対応による復旧を行うための手順を定める。</li> </ul> <p>① LCO の設定の考え方</p> <p>LCOについては、対象エリア<sup>*</sup>ごとに地下水位低下設備の多重性確保の観点を踏まえた設定を行う。揚水ポンプ等の機器故障及び揚水井戸の水位の視点からの動作不能の判断基準を設定する。これにより、揚水ポンプが稼働している状態において何らかの要因により排水機能に影響が生じ、揚水井戸の水位が上昇した場合においても、水位による動作不能の判断を行うことが可能となる。なお、機能喪失の詳細な判定項目(揚水ポンプ故障の要因等)は詳細設計を踏まえ設定する。(別紙18-25 図参照)</p> <p>* 対象エリアとは、2号炉原子炉建屋・制御建屋周辺、3号炉海水熱交換器建屋周辺及び2号炉排気筒周辺を指す。</p>	<p>7. 運用管理・保守管理</p> <p>地下水位低下設備の運用管理については、原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)において運転上の制限(以下「LCO」という。)を設定するとともに、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材を配備し、手順書及び必要な体制を整備し、教育及び訓練を実施することを保安規定及び社内規定に定める。</p> <p>保守管理については、保全計画の策定において、他の運転上の制限を設定する設備と同様に「予防保全」の対象と位置付け管理する。</p> <p>また、復旧措置に係る資機材は、社内規定に点検頻度等を定め、適切に維持管理する。</p> <p>7.1 運用管理の方針</p> <p>地下水位低下設備は、保安規定において LCO, LCO を満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)を設定する。工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、設計用揚圧力に到達する前に排水措置を完了し、原子炉を冷温停止させることができるように LCO を設定する。</p> <p>また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を保安規定及び社内規定に定める。</p> <p>7.1.1 地下水位低下設備の LCO 設定方針</p> <p>地下水位低下設備は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれに機能が要求されることから、各エリアにそれぞれ個別に設定する。</p> <p>また、全ての原子炉の状態において機能が要求されることから、LCO も全ての原子炉の状態に対して適用する。</p> <p>次に、地下水位低下設備の各構成要素に対する LCO 設定上の考え方を表7-1に示す。</p> <p>エリア内の地下水位を設計用揚圧力以下に保持するためには、揚水ポンプ1台と付随する主要配管が必要であるため、これらを保安規定における「1系列」とする。LCO は多重性確保の観点を踏まえて「各揚水井戸で1系列ずつ動作可能であること」とする。</p> <p>水位計については、一つの揚水井戸に設置した水位計3台のうち1台が機能維持していれば監視・制御可能な設計としているが、水位計1台では水位異常時の判断が出来ないため、監視・制御機能の信頼性を維持するために</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> <li>• 記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> <li>• 記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> <li>• 記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> <li>• 記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> <li>• 記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> <li>• 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (LCO を適用する原子炉の状態及び各構成要素に対する LCO 設定の考え方を整理し、「1系列」の定義を明確化。)</li> <li>• 記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> <li>• 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (2号炉排気筒周辺は地下水位低下設備の設置エリアとし</li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他																		
<p>別紙 18-25 図 地下水位低下設備の動作不能要因イメージ</p>	<p>は、動作可能な水位計は最低 2 台とする必要がある。このため、LCO は水位計 1 台が動作不能となっても監視・制御可能な状態を維持する「各揚水井戸で 2 台ずつ動作可能であること」とする。</p> <p>また、揚水ポンプが稼働している状態において、何らかの要因により排水機能に影響が生じ、揚水井戸の水位が上昇した場合、水位高に到達した時点で警報を発し揚水ポンプを切り替える。それでもなお水位が上昇した場合を検知して、必要な措置を講じられるよう、揚水井戸の水位に対して LCO を設定する。LCO は、AOT 内に必要な措置を完了することで設計用揚圧力以下に保持できるよう、基礎版が被压しない状態の揚水井戸の水位であるドレン（鋼管）位置より下部に設定する水位高高警報設定値に到達した場合に判断する。</p> <p>地下水位低下設備の LCO 設定例を表 7-2 に示す。具体的な LCO は今後保安規定に定める。</p> <p>表 7-1 地下水位低下設備の各構成要素に対する LCO 設定上の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th><th>設備構成</th><th>LCO 設定上の考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集水機能</td><td>・ドレン ・接続桟</td><td>管または鉄筋コンクリートの構造物であり、LCO を設定して運用を管理する設備には当たらない。</td></tr> <tr> <td>支持・閉塞防止機能</td><td>・揚水井戸 ・蓋</td><td>鉄筋コンクリート等の構造物であり、LCO を設定して運用を管理する設備には当たらない。</td></tr> <tr> <td>排水機能</td><td>・揚水ポンプ ・配管</td><td>揚水ポンプは揚水井戸の水位上昇時に動作することが必要であるため、付随する配管と合わせて LCO を設定する。</td></tr> <tr> <td>監視・制御機能</td><td>・水位計 ・制御盤</td><td>揚水ポンプの運転制御、揚水井戸の水位監視のために動作することが必要であるため、LCO を設定する。 揚水ポンプの運転制御ならびに排水、制御、電源の各機能及び揚水井戸水位の監視に必要である。制御盤の故障時には、監視・制御不能となった範囲に応じて揚水ポンプ又は水位計のいずれかの LCO を判断する。</td></tr> <tr> <td>電源機能</td><td>・電源（非常用ディーゼル発電機） ・電源盤 ・電路</td><td>排水機能及び監視・制御機能を維持するために必要である。電源を喪失した供給先の機器に応じて、揚水ポンプ又は水位計のいずれかの LCO を判断する。</td></tr> </tbody> </table>	機能	設備構成	LCO 設定上の考え方	集水機能	・ドレン ・接続桟	管または鉄筋コンクリートの構造物であり、LCO を設定して運用を管理する設備には当たらない。	支持・閉塞防止機能	・揚水井戸 ・蓋	鉄筋コンクリート等の構造物であり、LCO を設定して運用を管理する設備には当たらない。	排水機能	・揚水ポンプ ・配管	揚水ポンプは揚水井戸の水位上昇時に動作することが必要であるため、付随する配管と合わせて LCO を設定する。	監視・制御機能	・水位計 ・制御盤	揚水ポンプの運転制御、揚水井戸の水位監視のために動作することが必要であるため、LCO を設定する。 揚水ポンプの運転制御ならびに排水、制御、電源の各機能及び揚水井戸水位の監視に必要である。制御盤の故障時には、監視・制御不能となった範囲に応じて揚水ポンプ又は水位計のいずれかの LCO を判断する。	電源機能	・電源（非常用ディーゼル発電機） ・電源盤 ・電路	排水機能及び監視・制御機能を維持するために必要である。電源を喪失した供給先の機器に応じて、揚水ポンプ又は水位計のいずれかの LCO を判断する。	<p>て対象外とした。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> <li>・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (水位計及び揚水井戸の水位に対して LCO を設定した。)</li> <li>・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (各構成要素に対する LCO 設定の考え方を整理した。)</li> <li>・記載表現の相違 (実質的な相違なし)</li> </ul>
機能	設備構成	LCO 設定上の考え方																		
集水機能	・ドレン ・接続桟	管または鉄筋コンクリートの構造物であり、LCO を設定して運用を管理する設備には当たらない。																		
支持・閉塞防止機能	・揚水井戸 ・蓋	鉄筋コンクリート等の構造物であり、LCO を設定して運用を管理する設備には当たらない。																		
排水機能	・揚水ポンプ ・配管	揚水ポンプは揚水井戸の水位上昇時に動作することが必要であるため、付随する配管と合わせて LCO を設定する。																		
監視・制御機能	・水位計 ・制御盤	揚水ポンプの運転制御、揚水井戸の水位監視のために動作することが必要であるため、LCO を設定する。 揚水ポンプの運転制御ならびに排水、制御、電源の各機能及び揚水井戸水位の監視に必要である。制御盤の故障時には、監視・制御不能となった範囲に応じて揚水ポンプ又は水位計のいずれかの LCO を判断する。																		
電源機能	・電源（非常用ディーゼル発電機） ・電源盤 ・電路	排水機能及び監視・制御機能を維持するために必要である。電源を喪失した供給先の機器に応じて、揚水ポンプ又は水位計のいずれかの LCO を判断する。																		

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他														
<p>② 要求される措置の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下設備1系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲で保持することができるから、1系列が動作不能の場合は、残りの1系列について動作可能であることを確認するとともに、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措置を開始し、予備品への交換を行う。</li> <li>上記で要求される措置を完了時間内に達成できない場合、または、地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止した後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることから、可搬型設備により地下水位を低下させる措置を開始し、予備品への交換を行い継続的に常設機の復旧を図る。</li> </ul> <p>③ AOT の設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下設備1系列が動作不能時の AOT はn日間<sup>※1</sup>とする。</li> <li>地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、24時間で高温停止、36時間で冷温停止する。</li> <li>可搬型設備により <math>\alpha</math> 時間<sup>※2</sup>以内に地下水位を低下させる措置を完了する。</li> </ul> <p>※1:nについては、地下水位低下設備はプラントの状態に関わらず高い頻度で稼働するという性質を踏まえ、工事計画認可段階での浸透流解析結果に基づき、現実的な設備の復旧時間等を勘案して設定することとする。</p> <p>※2:体制構築時間及び可搬型設備設置後の起動時間を積み上げ、この時間が設計用地下水位到達までの時間(<math>X</math>時間)に包絡されるものとする。また、<math>\alpha</math>時間は工認設計段階での浸透流解析結果により決定するが、設定する際、体制構築時間等に一定の保守性を確保する。(別紙 18-26 図参照)</p>	<p style="text-align: center;"><b>表 7-2 地下水位低下設備の LCO 設定例</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉建屋 ・制御建屋エリア</td> <td>No. 1 及び No. 2 揚水井戸の揚水ポンプ</td> <td>1 系列ずつ動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>No. 1 及び No. 2 揚水井戸の水位計</td> <td>2 台ずつ動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>No. 1 及び No. 2 揚水井戸の水位</td> <td>水位高警報設定値未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 号機海水熱交換器 建屋エリア</td> <td>No. 3 及び No. 4 揚水井戸の揚水ポンプ</td> <td>1 系列ずつ動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>No. 3 及び No. 4 揚水井戸の水位計</td> <td>2 台ずつ動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>7.1.2 地下水位低下設備の LCO 逸脱時に要求される措置の設定方針</p> <p>(1) 揚水ポンプの動作不能による LCO 逸脱時に要求される措置</p> <p>揚水ポンプが 1 系列動作不能となった場合、残りの 1 系列について動作可能であることの確認及び可搬ポンプユニットによる排水準備を速やかに開始し、予備品への交換による当該系列の復旧を図る。残りの 1 系列が動作可能である場合、地下水位は設計用揚圧力以下に保たれることから、代替措置として可搬ポンプユニットによる排水を開始するまでの AOT は可搬 SA 設備を参考に設定し、復旧に係る AOT は非常用炉心冷却系等を参考に設定する。</p> <p>上記で要求される措置を AOT 内で達成できない場合、または 2 系列動作不能の場合には、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、原子炉を冷温停止させるとともに、冷温停止後も地下水位低下設備の機能が要求されることから、可搬ポンプユニットにより <math>\alpha</math> 時間<sup>*</sup>以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。</p> <p>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、炉心変更及び照射された燃料に係る作業の中止並びに有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管の原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する措置を講じるとともに、可搬ポンプユニットにより <math>\alpha</math> 時間<sup>*</sup>以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。</p> <p>故障する揚水ポンプの組み合わせに応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-3 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。</p> <p>注記*：浸透流解析から評価した地下水位低下設備機能喪失後の時間余裕内で、原子炉建屋・制御建屋エリア、第 3 号機海水熱交換器エリアそれぞれに設定する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉建屋 ・制御建屋エリア	No. 1 及び No. 2 揚水井戸の揚水ポンプ	1 系列ずつ動作可能であること	No. 1 及び No. 2 揚水井戸の水位計	2 台ずつ動作可能であること	No. 1 及び No. 2 揚水井戸の水位	水位高警報設定値未満	第 3 号機海水熱交換器 建屋エリア	No. 3 及び No. 4 揚水井戸の揚水ポンプ	1 系列ずつ動作可能であること	No. 3 及び No. 4 揚水井戸の水位計	2 台ずつ動作可能であること	<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (水位計および揚水井戸の水位に対して LCO を設定した。)</p> <p>・ 記載表現の相違 (実質的な相違なし)</p> <p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (1 系列動作不能時の AOT を具体化。(表 7-3 に記載))</p> <p>(原子炉の状態に応じた措置を設定。)</p> <p>(揚水ポンプの多重化を踏まえ、LCO 逸脱の判断、要求される措置及び AOT を具体化した。)</p>
項目	運転上の制限															
原子炉建屋 ・制御建屋エリア	No. 1 及び No. 2 揚水井戸の揚水ポンプ	1 系列ずつ動作可能であること														
	No. 1 及び No. 2 揚水井戸の水位計	2 台ずつ動作可能であること														
	No. 1 及び No. 2 揚水井戸の水位	水位高警報設定値未満														
第 3 号機海水熱交換器 建屋エリア	No. 3 及び No. 4 揚水井戸の揚水ポンプ	1 系列ずつ動作可能であること														
	No. 3 及び No. 4 揚水井戸の水位計	2 台ずつ動作可能であること														

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他																																																																												
 <p>別紙 18-26 図 可搬型設備による水位を低下させる措置の概念</p>	<b>表 7-3 故障する揚水ポンプの組み合わせに応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例 (原子炉建屋・制御建屋エリアの場合*)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">No.1揚水井戸</th> <th colspan="2">No.2揚水井戸</th> <th rowspan="2">LCO</th> <th rowspan="2">要求される措置</th> <th rowspan="2">AOT</th> </tr> <tr> <th>ポンプA</th> <th>ポンプB</th> <th>ポンプA</th> <th>ポンプB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="7">満足</td> <td rowspan="7"> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の1系列が動作可能であることを確認する。</li> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>当該系列を動作可能な状態に復旧する。</li> </ul> </td> <td rowspan="7">・速やかに ・3日間 ・10日間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td rowspan="2">1系列 動作不能</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>高温停止とする。</li> <li>冷温停止とする。</li> </ul> </td> <td rowspan="2">・24時間 ・24時間 ・38時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">2系列 動作不能</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>高温停止とする。</li> <li>冷温停止とする。</li> </ul> </td> <td rowspan="2">・24時間 ・38時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：第3号機海水熱交換器建屋エリアも同様に設定する。ただし、2系列動作不能時の「可搬ポンプユニットによる排水を開始する」措置のAOTは56時間とする。</p> <p>(2) 水位計の LCO 逸脱時に要求される措置</p> <p>水位計は、揚水井戸1つに対して1台で監視・制御可能な設計としている。 そのため、LCOは1台が動作不能となっても監視・制御可能な状態を維持する 「各揚水井戸で2台ずつ動作可能であること」とする。 動作可能な水位計が揚水井戸内に1台となった場合、水位計を速やかに復旧し、LCOを満足する状態にする。 動作可能な水位計が揚水井戸内に1台もない場合は、監視・制御不能となるため、保守的に当該揚水井戸の水位が水位高警報設定値に到達しLCOを満足しない状態とみなし、可搬ポンプユニットによる排水などの該当する措置を実施する。</p> <p>(3) 揚水井戸の水位の LCO 逸脱時に要求される措置</p> <p>1つの揚水井戸の水位が運転上の制限を満足しない場合は、他の揚水井戸の水位が制限値を満足していることの確認及び可搬ポンプユニットによる排水準備を速やかに開始し、当該揚水井戸の水位を制限値以内に復旧する。他の揚水井戸の水位が制限値を満足している場合、地下水位は設計用揚圧力以下に保たれることから、復旧に係るAOTは(1)と同様に設定する。 上記で要求される措置をAOT内で達成できない場合又は2つの揚水井戸の水位が運転上の制限を満足しない場合の措置とAOTは、(1)と同様に設定する。 揚水井戸の水位に応じたLCO逸脱時に要求される措置の例を表7-5に示す。 具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。</p>		No.1揚水井戸		No.2揚水井戸		LCO	要求される措置	AOT	ポンプA	ポンプB	ポンプA	ポンプB	①	×	○	○	○	満足	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の1系列が動作可能であることを確認する。</li> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>当該系列を動作可能な状態に復旧する。</li> </ul>	・速やかに ・3日間 ・10日間	②	○	○	×	○	③	×	○	×	○	④	×	×	○	○	⑤	○	○	×	×	⑥	×	×	×	○	⑦	○	×	×	×	⑧	×	×	×	×	1系列 動作不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>高温停止とする。</li> <li>冷温停止とする。</li> </ul>	・24時間 ・24時間 ・38時間											2系列 動作不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>高温停止とする。</li> <li>冷温停止とする。</li> </ul>	・24時間 ・38時間						<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (1系列動作不能時の AOT を具体化。(表 7-3 に記載))</p> <p>(水位計に対して LCO を設定した。)</p> <p>(揚水井戸の水位に対して LCO を設定した。)</p>
	No.1揚水井戸		No.2揚水井戸		LCO	要求される措置				AOT																																																																				
	ポンプA	ポンプB	ポンプA	ポンプB																																																																										
①	×	○	○	○	満足	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の1系列が動作可能であることを確認する。</li> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>当該系列を動作可能な状態に復旧する。</li> </ul>	・速やかに ・3日間 ・10日間																																																																							
②	○	○	×	○																																																																										
③	×	○	×	○																																																																										
④	×	×	○	○																																																																										
⑤	○	○	×	×																																																																										
⑥	×	×	×	○																																																																										
⑦	○	×	×	×																																																																										
⑧	×	×	×	×	1系列 動作不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>高温停止とする。</li> <li>冷温停止とする。</li> </ul>	・24時間 ・24時間 ・38時間																																																																							
					2系列 動作不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>高温停止とする。</li> <li>冷温停止とする。</li> </ul>	・24時間 ・38時間																																																																							

赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字 : 記載表現の相違 (実質的な相違なし)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他																								
<p>④ サーベランスの設定考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下設備の電源系及び制御系に異常がないこと、水位レベル及びポンプの運転に伴い水位が低下していることを、1回／日の頻度で、制御盤で確認する。</li> </ul> <p>⑤ 常時監視の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下設備については、揚水井戸の水位及び揚水ポンプの運転状況を中央制御室において常時監視する。</li> </ul>	<p>表 7-5 揚水井戸の水位に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例 (原子炉建屋・制御建屋エリアの場合*)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>No.1揚水井戸の水位</th> <th>No.2揚水井戸の水位</th> <th>LCO</th> <th>要求される措置</th> <th>AOT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>水位高高警報設定値未満</td> <td>水位高高警報設定値未満</td> <td>満足</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>水位高高警報設定値以上</td> <td>水位高高警報設定値未満</td> <td>1つの揚水井戸の水位が逸脱</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の揚水井戸の水位が制限値を満足していることを確認する。</li> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>当該揚水井戸の水位を制限値以内に復旧する。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに</li> <li>3日間</li> <li>10日間</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>水位高高警報設定値以上</td> <td>水位高高警報設定値以上</td> <td>2つの揚水井戸の水位が逸脱</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>高温停止とする。</li> <li>低温停止とする。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>24時間</li> <li>24時間</li> <li>38時間</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記* : 第3号機海水熱交換器建屋エリアも同様に設定する。ただし、2つの揚水井戸の水位が逸脱した場合の「可搬ポンプユニットによる排水を開始する」措置のAOTは56時間とする。</p> <h4>7.1.3 サーベイランスの実施方針</h4> <p>揚水ポンプ自動運転の設定値は、揚水ポンプの発停頻度が1時間当たり2回程度になるよう考慮されている。したがって、運転上の制限を満足していることを確認するために、電源系及び制御系に異常がないこと、揚水ポンプの運転に伴い揚水井戸の水位が低下していることを、毎日1回、制御盤で確認する。</p>		No.1揚水井戸の水位	No.2揚水井戸の水位	LCO	要求される措置	AOT	①	水位高高警報設定値未満	水位高高警報設定値未満	満足			②	水位高高警報設定値以上	水位高高警報設定値未満	1つの揚水井戸の水位が逸脱	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の揚水井戸の水位が制限値を満足していることを確認する。</li> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>当該揚水井戸の水位を制限値以内に復旧する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに</li> <li>3日間</li> <li>10日間</li> </ul>	③	水位高高警報設定値以上	水位高高警報設定値以上	2つの揚水井戸の水位が逸脱	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>高温停止とする。</li> <li>低温停止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>24時間</li> <li>24時間</li> <li>38時間</li> </ul>	<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (設計で考慮されている揚水ポンプ発停頻度を具体化。)</p> <p>・ 記載表現の相違 (実質的な相違なし)</p>
	No.1揚水井戸の水位	No.2揚水井戸の水位	LCO	要求される措置	AOT																					
①	水位高高警報設定値未満	水位高高警報設定値未満	満足																							
②	水位高高警報設定値以上	水位高高警報設定値未満	1つの揚水井戸の水位が逸脱	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の揚水井戸の水位が制限値を満足していることを確認する。</li> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>当該揚水井戸の水位を制限値以内に復旧する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに</li> <li>3日間</li> <li>10日間</li> </ul>																					
③	水位高高警報設定値以上	水位高高警報設定値以上	2つの揚水井戸の水位が逸脱	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプユニットによる排水を開始する。</li> <li>高温停止とする。</li> <li>低温停止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>24時間</li> <li>24時間</li> <li>38時間</li> </ul>																					

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他											
<p>【保守管理の方針(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備に LCO を設定することから、他の LCO 設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理していく。</li> <li>➢ 機能喪失した場合に備え予め予備品を確保した上で、機能喪失時には原因調査を行い補修する。</li> </ul> <p>① 可搬型設備及び予備品確保の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水位低下設備は、重要安全施設への影響に鑑み、原子炉施設の安全機能の重要度分類を踏まえて、高い信頼性を確保する設計とするものの、それでもなお、動作不能が発生した場合を想定し、可搬型設備及び予備品を配備する。</li> <li>・ 地下水位低下設備は、常時待機状態の緩和系とは異なり、比較的高い頻度での稼働が必要な設備である。</li> <li>・ こうした性質を勘案して、対象エリア各々で単一故障が発生し、かつ、その状態が重なる場合を想定しても、可搬型設備での対応が可能となるよう、必要台数を配備することとする。</li> <li>・ また、可搬型設備を設置した上で予備品により恒久的な復旧を図るため、別紙 18-23 表に示す必要な資機材を配備する。</li> </ul>	<p>7.2 保守管理の方針</p> <p>保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備に LCO を設定することから、他の LCO 設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理するとともに、各エリアにおける全ての揚水井戸の機能喪失が発生しても、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、「6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討」を踏まえ、必要台数を配備する。</p> <p>6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討</p> <p>6.2 復旧措置に係る資機材</p> <p>6.2.2 可搬ポンプユニットの配備</p> <p>可搬ポンプユニットは、揚水井戸内の機器が单一故障した際に速やかに機器を復旧するため、復旧作業が可能となる水位まで地下水を排水することに加え、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第 3 号機海水熱交換器建屋エリアにおける全ての揚水井戸の機能喪失も考慮し、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、2 個配備する。</p> <p>6.2.1 予備品の配備</p> <p>予備品については、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第 3 号機海水熱交換器建屋エリアにおける全ての揚水井戸の機能喪失を考慮し、復旧措置にあたり機器の交換が必要な場合に備え、各エリアを 1 系統復旧できる個数を表 6-1 のとおり配備する。</p> <p>表 6-1 各機器に必要となる予備品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機器</th> <th>配備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水機能</td> <td>揚水ポンプ</td> <td>2 個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監視・制御機能</td> <td>制御盤の構成部品</td> <td>2 セット</td> </tr> <tr> <td>水位計</td> <td>6 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>～ (P33 にて比較済み) ～</p>	機能	機器	配備数	排水機能	揚水ポンプ	2 個	監視・制御機能	制御盤の構成部品	2 セット	水位計	6 個	<p>VI-2-1-1-別添1地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載表現の相違（実質的な相違なし）</li> </ul> <p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (各エリアそれぞれで排水機能、監視・制御機能に係る機器の故障が発生した場合に備え復旧できる個数を配備する設計とした。)</p>
機能	機器	配備数											
排水機能	揚水ポンプ	2 個											
監視・制御機能	制御盤の構成部品	2 セット											
	水位計	6 個											

別紙 18-23 表 資機材の配備数

項目	配備数	備考
可搬型設備	・揚水ポンプ ・発電機 等	・対象エリアごとに1セット
予備品	・揚水ポンプ ・制御盤の構成部品 ・水位計 等	・サイトとして一式 対象エリアで設置するポンプ容量が異なる場合は、容量ごとに一式

## (2) 要求される措置の具体的な例

地下水位低下設備 1 系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲に保持することが可能であるが、1 系列が動作不能の場合は、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措置を開始するとともに、残りの 1 系列について動作可能であることを確認し、予備品の揚水ポンプとの交換（復旧）を行う。

上記により 2 系列動作可能な状態に復帰する。

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他																											
<p>地下水位低下設備 2 系列が動作不能の場合には、地震が発生すると施設に対し揚圧力による影響があることから原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止した後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることから、可搬型設備及び予備品により地下水位を低下させる措置を行う。</p> <p>(3) 地下水位低下設備の具体的な試験又は検査</p> <p>設置許可基準規則第 12 条の解釈において、試験又は検査について以下の要求事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転中に定期的に試験又は検査（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）に規定される試験又は検査を含む。）ができること。</li> <li>多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。</li> </ul> <p>これを踏まえて、地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を別紙 18-24 表に、地下水位低下設備の検査項目と範囲を別紙 18-29 図に示す。</p> <p><b>別紙 18-24 表 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位検出器性能（校正）検査</td><td>水位検出器の校正を行い、適切な値が伝送されることを確認する。</td><td>定期検査ごと</td></tr> <tr> <td>水位計設定値確認検査及びインターロック確認検査</td><td>水位計設定値が適切な値であること、インターロックが作動することを確認する。</td><td>定期検査ごと</td></tr> <tr> <td>揚水ポンプ機能検査</td><td>インターロックの入力信号によりポンプが起動・停止することを確認する。</td><td>定期検査ごと</td></tr> <tr> <td>揚水ポンプ起動試験</td><td>揚水ポンプが起動することを確認する。</td><td>1 回／月</td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	頻度	水位検出器性能（校正）検査	水位検出器の校正を行い、適切な値が伝送されることを確認する。	定期検査ごと	水位計設定値確認検査及びインターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること、インターロックが作動することを確認する。	定期検査ごと	揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが起動・停止することを確認する。	定期検査ごと	揚水ポンプ起動試験	揚水ポンプが起動することを確認する。	1 回／月	<p>7. 運用管理・保守管理</p> <p>7.2 保守管理の方針</p> <p>7.2.1 地下水位低下設備の具体的な試験又は検査</p> <p>地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を表 7-4 に、地下水位低下設備の検査項目と範囲を図 7-1 に示す。</p> <p><b>表 7-4 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位検出器性能（校正）検査</td><td>水位検出器の校正を行い、適切な値が伝送されることを確認する。</td><td>定期事業者検査ごと</td></tr> <tr> <td>水位計設定値確認検査及びインターロック確認検査</td><td>水位計設定値が適切な値であること、インターロックが作動することを確認する。</td><td>定期事業者検査ごと</td></tr> <tr> <td>揚水ポンプ機能検査</td><td>インターロックの入力信号によりポンプが起動・停止することを確認する。</td><td>定期事業者検査ごと</td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	頻度	水位検出器性能（校正）検査	水位検出器の校正を行い、適切な値が伝送されることを確認する。	定期事業者検査ごと	水位計設定値確認検査及びインターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること、インターロックが作動することを確認する。	定期事業者検査ごと	揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが起動・停止することを確認する。	定期事業者検査ごと	<p>VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違（実質的な相違なし）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計を踏まえ具体化した事項（サービスランプの実施方針の中で電源系及び制御系に異常がないこと、揚水ポンプの運転に伴い揚水井戸の水位が低下していることを、毎日 1 回、制御盤で確認することとしており、揚水ポンプ起動試験（1 回／月）の設定について適正化した。）</li> </ul>
項目	内容	頻度																											
水位検出器性能（校正）検査	水位検出器の校正を行い、適切な値が伝送されることを確認する。	定期検査ごと																											
水位計設定値確認検査及びインターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること、インターロックが作動することを確認する。	定期検査ごと																											
揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが起動・停止することを確認する。	定期検査ごと																											
揚水ポンプ起動試験	揚水ポンプが起動することを確認する。	1 回／月																											
項目	内容	頻度																											
水位検出器性能（校正）検査	水位検出器の校正を行い、適切な値が伝送されることを確認する。	定期事業者検査ごと																											
水位計設定値確認検査及びインターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること、インターロックが作動することを確認する。	定期事業者検査ごと																											
揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが起動・停止することを確認する。	定期事業者検査ごと																											

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>水位計設定値確認検査 及びインターロック確認検査</p> <p>水位検出器性能 (校正)検査</p> <p>揚水ポンプ 機能検査 /起動試験</p> <p>各井戸水位情報</p> <p>電源ケーブル 制御ケーブル</p> <p>監視パネル</p> <p>中央制御室監視盤 (中央制御室)</p> <p>警報出力</p> <p>電 源</p> <p>動力・制御盤</p> <p>動力盤</p> <p>各ポンプへ給電</p> <p>配管</p> <p>ドレーン</p> <p>P</p> <p>揚水ポンプ</p> <p>水位計</p> <p>(揚水井戸)</p>	<p>水位計設定値確認検査 及びインターロック確認検査</p> <p>水位検出器性能 (校正)検査</p> <p>揚水ポンプ 機能検査</p> <p>各井戸水位情報</p> <p>電源ケーブル 制御ケーブル</p> <p>監視パネル</p> <p>監視制御盤 (中央制御室)</p> <p>警報</p> <p>電 源</p> <p>電源盤</p> <p>各ポンプへ給電</p> <p>配管</p> <p>ドレーン</p> <p>P</p> <p>揚水ポンプ</p> <p>水位計</p> <p>(揚水井戸)</p>	

別紙 18-29 図 地下水位低下設備の試験又は検査項目と範囲

図 7-1 地下水位低下設備の試験又は検査項目と範囲

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>添付資料2 ドレーンの信頼性確保の検討</p> <p>1. はじめに</p> <p>ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方を添付2-1表に示す。</p> <p>ドレーン構造（有孔管）に起因し経時に状態が変化するモードとして土砂流入が考えられるが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩速に堆積することから、管の閉塞に至るリスクはない。さらに、今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行う計画とする。</p>	<p>参考資料9 地下水位低下設備の保守管理について</p> <p>2. ドレーンの保守管理について</p> <p>2.1 ドレーンの機能喪失要因と対応方法</p> <p>集水機能を担うドレーン・接続枠は、閉塞による機能喪失リスクを考慮する必要がある。設置状況や保守管理性を踏まえ、機能を喪失する可能性のある事象を網羅的に挙げ、それらに対する対応の考え方を整理した。ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方を表9-1に示す。</p> <p>ここに示すとおり、土砂流入をはじめとして、機能喪失への影響が想定される全ての事象は、設計（耐久性・耐震性の確保）並びに保守管理により対処し、機能維持することが可能である。</p> <p>なお、ドレーンは技術基準規則第14条の要求事項への配慮の観点から、部分閉塞を想定した設計を行っているが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩速に堆積すること、今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行うことから、管の閉塞に至るリスクではなく、有孔部からの流入土砂に起因するドレーン機能の喪失は保守的な想定である。</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違 (記載を具体化。基本方針に変更なし)</li> </ul>

設置変更許可	工事計画認可			資料番号他
添付 2-1 表 ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方				
機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における対応の考え方と取扱い	機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における対応	設計上の考慮 機能喪失の想定
<ul style="list-style-type: none"> <li>経年劣化や地震により損壊し、断面形状を保持できなくなる。</li> <li>ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流入、その他想定以上の雨水流入によりドレーンの集水機能が不足する。</li> <li>土砂流入により閉塞又は通水断面が減少し、集・排水機能を喪失する。</li> <li>地盤改良工事等による目詰まり等により集・排水機能を喪失する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性のある材料を採用するとともに、Ss機能維持設計とする。</li> <li>ドレーン・接続桿の集水機能の検討に当たっては、ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流入の可能性を考慮、また、湧水量を大きく評価するように透水係数を設定したうえで流入量を確認し、必要に応じて設計に反映する。(排水機能にも係る事項であり、ポンプ、配管設計にも反映する)</li> <li>堆砂実績を踏まえ、十分な余裕を有する断面を有する管径を設定するとともに、定期的な点検、土砂排除を実施する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 有孔部(ヒューム管φ25mm、塩ビ管φ7mm)から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢<sup>*1</sup><sup>*2</sup>に進行することから、十分な余裕を有する断面を持つことで機能喪失には至らない。</li> <li>- また、設置状況や管径に応じて、既設ドレーンにアクセスすることを目的とした保守管理用立坑を設置することにより保守管理性の向上を図る。</li> </ul> </li> <li>施工時の規制を行う。(施工方法の検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年劣化や地震によりドレーンが損壊し、断面形状を保持できなくなる。</li> <li>ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流入。その他想定以上の雨水流入によりドレーンの集水機能が不足する。</li> <li>土砂流入により閉塞又は通水断面が減少し、集・排水機能を喪失する。</li> <li>地盤改良工事等による目詰まり等により集・排水機能を喪失する。</li> <li>バクテリア影響によりドレーンに目詰まりが生じ、集水機能を喪失する。</li> <li>鉄酸化細菌(鉄バクテリア)によりドレーンに目詰まりが生じ、集水機能を喪失する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性のある材料を使用するとともに、耐震性(S-s機能維持)を確保する設計とする。</li> <li>湧水量の算定においては、設置される全てのドレーンからの流入を考慮する。また、湧水量を大きく算定するように透水係数を設定し、得られた湧水量を包絡するスペックの揚水泵能力を設定する。</li> <li>既設ヒューム管内部のカメラ調査結果から、ドレーンの設備供用開始後の堆積土砂は僅かである。 (有孔部(ヒューム管φ25mm、鋼管φ7mm)から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢<sup>*1</sup><sup>*2</sup>に進行する。)</li> <li>ドレーンは設計湧水量に対し十分な排水能力が確保されている。新設ドレーンは設計湧水量に対して十分な排水能力を確保されるよう設計する。</li> <li>予防保全として、定期的な点検、土砂排除を実施する。</li> <li>施工方法や規制等によりドレーン流入を防止する。</li> <li>施工後のドレーン状況の確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要 不要</li> <li>要 不要</li> <li>要 要</li> <li>要 不要</li> <li>不要 不要</li> <li>不要 不要</li> </ul>
<small>*1 有孔ヒューム管・有孔塩ビ管は、岩盤を掘り下げて設置しており、透水層が管周囲に充填される構造のため、管内への土砂供給が非常に少ない。</small> <small>*2 有孔ヒューム管の至近の目視確認結果では、設置後20年以上が経過しているが底部に僅かに堆積が確認される程度。堆積土砂はシルト相当。(添付資料1)</small>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (工事計画認可では、ドレーンの機能喪失要因を更に検討し、バクテリア影響に対する考察を追加。)</li> </ul>

\*1 ヒューム管は、岩盤を掘り下げて設置しており、砕石が管周囲に充填される構造のため、管内への土砂供給が非常に少ない。

\*2 ヒューム管の至近の目視確認結果では、設置後20年程度(2号機:約23年、3号機:約16年)が経過しているが底部に僅かに堆積が確認される程度。堆積土砂はシルト相当。(参考資料1-1)

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可				工事計画認可					資料番号他																																		
2. ドレン・接続枠の機能喪失事象への信頼性確保の考え方 ドレンの敷設状況等を踏まえた保守管理方針を整理した。ドレンの保守管理方針を添付2-2表に示す。 既設の接続枠又はドレンに接続された保守管理用の立坑を新たに構築する等、保守管理性の向上策もあわせて検討する。				参考資料9 地下水位低下設備の保守管理について 2.2 ドレンの保守管理性の確保方法 ドレンの機能喪失事象を踏まえ、保守管理性を有することについて、経路の連続性に関する確認、通水断面の確保の可否により判断する。ドレンの構造・形状別の部位に応じた保守管理性の確保方法について、表9-3のとおり整理した。 ここで、表9-3における「流末部」とは同径の管の最下流部を表す。ヒューム管（φ500mm）は立入りできないが、立入り可能なφ800mm、φ1050mmのヒューム管については、最下流部の接続枠や近傍の保守管理立坑からアクセスでき、目視・カメラ等による確認が可能である。					補足-600-1 地盤の支持性能について																																		
なお、既設の2号炉原子炉建屋及び3号炉海水熱交換器建屋基礎版下部にあるような径がφ100mmの有孔塩ビ管の保守管理に当たっては、添付2-2表のとおりカメラ等で状況の確認ができ機能喪失時の対応も可能と考えられるものの、機能喪失時の検知及び修復に不確実性があるものと考えられることから、耐震性及び耐久性を有していたとしても保守管理に期待せずドレンの機能喪失を前提とした設計（管路ではなく透水層）とする方針とする。				参考資料9 地下水位低下設備の保守管理について 2.2 ドレンの保守管理性の確保方法 ドレンの機能喪失事象を踏まえ、保守管理性を有することについて、経路の連続性に関する確認、通水断面の確保の可否により判断する。ドレンの構造・形状別の部位に応じた保守管理性の確保方法について、表9-3のとおり整理した。 ここで、表9-3における「流末部」とは同径の管の最下流部を表す。ヒューム管（φ500mm）は立入りできないが、立入り可能なφ800mm、φ1050mmのヒューム管については、最下流部の接続枠や近傍の保守管理立坑からアクセスでき、目視・カメラ等による確認が可能である。					補足-600-1 地盤の支持性能について																																		
添付2-2表 ドレンの保守管理方針				参考資料9 地下水位低下設備の保守管理について 2.2 ドレンの保守管理性の確保方法 ドレンの機能喪失事象を踏まえ、保守管理性を有することについて、経路の連続性に関する確認、通水断面の確保の可否により判断する。ドレンの構造・形状別の部位に応じた保守管理性の確保方法について、表9-3のとおり整理した。 ここで、表9-3における「流末部」とは同径の管の最下流部を表す。ヒューム管（φ500mm）は立入りできないが、立入り可能なφ800mm、φ1050mmのヒューム管については、最下流部の接続枠や近傍の保守管理立坑からアクセスでき、目視・カメラ等による確認が可能である。					補足-600-1 地盤の支持性能について																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th colspan="3">設置状況と調査項目*</th> <th colspan="2">保守管理性の確保方法</th> </tr> <tr> <th>立入</th> <th>カメラ</th> <th>トレーサー試験+流末部確認</th> <th>経路の連続性確認方法</th> <th>通水断面の確保方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管 (φ142.5mm)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>・カメラ</td> <td>・設計 (Ss機能維持)</td> </tr> <tr> <td>ヒューム管 (φ500mm)</td> <td>×</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>・トレーサー試験 ・流末部の確認 (カメラ・目視)</td> <td>・維持管理 (定期的な点検・土砂排除)</td> </tr> <tr> <td>ヒューム管 (φ800mm)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>・目視(人の立入) ・トレーサー試験 ・流末部の確認 (カメラ・目視)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヒューム管 (φ1050mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 各部位における調査可否(○全範囲可, △部分的に可, ×不可)</p>									部位	設置状況と調査項目*			保守管理性の確保方法		立入	カメラ	トレーサー試験+流末部確認	経路の連続性確認方法	通水断面の確保方法	鋼管 (φ142.5mm)	×	○	×	・カメラ	・設計 (Ss機能維持)	ヒューム管 (φ500mm)	×	△	○	・トレーサー試験 ・流末部の確認 (カメラ・目視)	・維持管理 (定期的な点検・土砂排除)	ヒューム管 (φ800mm)	○	○	○	・目視(人の立入) ・トレーサー試験 ・流末部の確認 (カメラ・目視)		ヒューム管 (φ1050mm)					
部位	設置状況と調査項目*			保守管理性の確保方法																																							
	立入	カメラ	トレーサー試験+流末部確認	経路の連続性確認方法	通水断面の確保方法																																						
鋼管 (φ142.5mm)	×	○	×	・カメラ	・設計 (Ss機能維持)																																						
ヒューム管 (φ500mm)	×	△	○	・トレーサー試験 ・流末部の確認 (カメラ・目視)	・維持管理 (定期的な点検・土砂排除)																																						
ヒューム管 (φ800mm)	○	○	○	・目視(人の立入) ・トレーサー試験 ・流末部の確認 (カメラ・目視)																																							
ヒューム管 (φ1050mm)																																											
<p>図9-1 保守管理範囲の概要図</p>									・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (工事計画認可ではドレン各部位へのアクセス性を踏まえた保守管理方法等の情報を追加)																																		

※1: 流末部とは、同径の管の最下流部を表す。(有孔ヒューム管(φ500mm)は立入りできないが、最下流部の接続枠を介してφ800mm・φ1,050mmの有孔ヒューム管と会合しているため、最下流部周辺は目視・カメラ等による確認が可能である)

※2: 以下に示す理由から、ドレンは一定の品質が確保され、供用環境も同様と考えられるため、通常時は流末部で外観点検を行うことで異常等の検知が可能である。

a. 施工方法:仕様の共通性:ドレンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、開削により露出した岩盤上に同様の施工管理基準のもと設置されている。

b. 建設時記録の信頼性:ドレンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、施工記録等により設置時の情報を確認できる。

c. 耐久性・耐震性(Ss機能維持)が確保されている。

d. 安定的な供用環境である。(岩盤構造、外力(土被り)の変動が小さい、地下空間のため紫外線等の劣化要因が少ない、流入する地下水に有害な物質が含まれない等)

e. 流末部は土被りが最大(作用荷重最大)であり、設計上最も厳しい部位である。

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他													
	<p style="text-align: center;"><b>表 9-4 各部位へのアクセス性</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア</th><th>主な構成部位</th><th>アクセス性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉建屋周辺</td><td>ヒューム管 (<math>\phi</math> 1050 mm)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>No.1, 2 揚水井戸内にステージを設け接続部から直接、人がアクセスできる</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>鋼管 (<math>\phi</math> 142.5 mm)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>No.1, 2 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄ホースが挿入できる</li> </ul> </td></tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機海水熱交換器建屋周辺</td><td>ヒューム管<sup>*1</sup> (<math>\phi</math> 800 mm, <math>\phi</math> 500 mm)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>No.3, 4 揚水井戸の接続部または下流側の保守管理立坑からカメラが挿入できる</li> <li>No.3, 4 揚水井戸の接続部またはトレーサー投入孔からトレーサーを投入でき、下流側の保守管理立坑から試料回収できる。</li> <li>No.3, 4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>鋼管 (<math>\phi</math> 142.5 mm)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄ホースが挿入できる</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>注記*1：土砂の堆積状況により土砂排除が必要と判断した場合は、上流側の揚水井戸またはトレーサー投入孔より洗浄水を送水し、下流側の保守管理立坑においてバキューム等で土砂回収を実施する</p> <p>*2：保守管理立坑及びトレーサー投入孔は直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準対象施設には該当しないが、ドレンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、基準地震動 S s に対する機能維持を図る。</p>	エリア	主な構成部位	アクセス性	原子炉建屋周辺	ヒューム管 ( $\phi$ 1050 mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1, 2 揚水井戸内にステージを設け接続部から直接、人がアクセスできる</li> </ul>	鋼管 ( $\phi$ 142.5 mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1, 2 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄ホースが挿入できる</li> </ul>	第3号機海水熱交換器建屋周辺	ヒューム管 <sup>*1</sup> ( $\phi$ 800 mm, $\phi$ 500 mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.3, 4 揚水井戸の接続部または下流側の保守管理立坑からカメラが挿入できる</li> <li>No.3, 4 揚水井戸の接続部またはトレーサー投入孔からトレーサーを投入でき、下流側の保守管理立坑から試料回収できる。</li> <li>No.3, 4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。</li> </ul>	鋼管 ( $\phi$ 142.5 mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄ホースが挿入できる</li> </ul>	
エリア	主な構成部位	アクセス性													
原子炉建屋周辺	ヒューム管 ( $\phi$ 1050 mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1, 2 揚水井戸内にステージを設け接続部から直接、人がアクセスできる</li> </ul>													
	鋼管 ( $\phi$ 142.5 mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1, 2 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄ホースが挿入できる</li> </ul>													
第3号機海水熱交換器建屋周辺	ヒューム管 <sup>*1</sup> ( $\phi$ 800 mm, $\phi$ 500 mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.3, 4 揚水井戸の接続部または下流側の保守管理立坑からカメラが挿入できる</li> <li>No.3, 4 揚水井戸の接続部またはトレーサー投入孔からトレーサーを投入でき、下流側の保守管理立坑から試料回収できる。</li> <li>No.3, 4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。</li> </ul>													
	鋼管 ( $\phi$ 142.5 mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄ホースが挿入できる</li> </ul>													

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>3. 集水機能の信頼性の検討</p> <p>設計用地下水位の算定（浸透流解析）に用いるドレンの有効範囲は、添付 2-2 図に示すフローに従い設定することで信頼性を確保する。</p> <pre>     graph TD         START([START]) --&gt; DRONE[ドレンの期待範囲の設定]         DRONE --&gt; DRENEFFECTIVE[ドレンの有効範囲検討]         DRENEFFECTIVE --&gt; RECHECK[有効範囲の再検討・新設の検討]         RECHECK --&gt; INfiltration[浸透流解析]         INfiltration --&gt; SECURITY[施設の安全性を満足するか]         SECURITY -- NO --&gt; REQUIREMENT[安全施設の要求事項を考慮した検討]         REQUIREMENT --&gt; END([END])         SECURITY -- YES --&gt; EFFECTIVE[ドレンの有効範囲検討]         EFFECTIVE --&gt; RECHECK     </pre> <p>Detailed description of the flowchart:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>START → DRONE (Drainage Function Setting)</li> <li>DRONE → DRENEFFECTIVE (Drainage Effective Range Check)</li> <li>DRENEFFECTIVE → RECHECK (Effective Range Recheck / New Construction Inspection)</li> <li>RECHECK → INfiltration (Infiltration Analysis)</li> <li>INfiltration → SECURITY (Check if facility safety is met)</li> <li>If SECURITY is NO: REQUIREMENT (Check if safety requirements are met) → END</li> <li>If SECURITY is YES: DRENEFFECTIVE (Drainage Effective Range Check) → RECHECK</li> </ul> <p>Annotations for the flowchart:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期待範囲のドレンについて、耐久性、耐震性及び保守管理性の3つの観点で評価</li> <li>なお、既設で径がφ100mmの塙ビ管は、前述のとおり、機能喪失時の検出・修復が不確実と考えられることから機能喪失を前提とし、下記Bに示すとおり、透水層として評価する。</li> <li>項目 観点</li> <li>耐久性 耐用年数から供用期間中に機能維持できるか</li> <li>耐震性 基準地震動Saに対する耐震性を説明できるか</li> <li>保守管理性 目視・カメラやレーザー試験等により透水断面が保持されていることを確認できるか。</li> <li>A. 管路として評価</li> <li>B. 透水層として評価</li> </ul>	<p>(5) 予測解析（水位評価モデルを用いた定常解析）</p> <p>a. 水位評価モデルの作成</p> <p>(e) ドレンのモデル化</p> <p>i. 有効範囲の設定</p> <p>集水機能に寄与するドレンの有効範囲について、新設及び既設範囲のうち信頼性が確認された範囲に限定することで水位を高めに評価する。</p> <p>ドレンの有効範囲の設定プロセスを参考資料 5 に示す。</p> <p>設計用地下水位の算定に用いる予測解析において設定するドレンの有効範囲は、図 3.3-23 に示す集水機能の基本検討フローに従い、以下の考え方で設定することにより信頼性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象施設等の配置などを勘案し、既設ドレンの期待範囲を設定する。</li> <li>ドレンは、耐久性、耐震性並びに保守管理性の3つの観点から、全てを満足するものは管路として、それ以外は設置状況に応じて透水層又は周辺の地盤に分類する。</li> <li>浸透流解析を踏まえ、施設の安全性を確保できるよう、ドレン有効範囲の設定や必要な範囲への新設を検討する。</li> <li>技術基準規則第 14 条（安全設備）の要求事項（多重性及び独立性）に配慮した設備構成とする。</li> </ul> <pre>     graph TD         START([START]) --&gt; DRONE[ドレンの期待範囲の設定]         DRONE --&gt; DRENEFFECTIVE[ドレンの有効範囲検討]         DRENEFFECTIVE --&gt; INfiltration[浸透流解析]         INfiltration --&gt; SECURITY[対象施設の安全性能を満足するか]         SECURITY -- NO --&gt; REQUIREMENT[安全設備の要求事項を考慮した検討]         REQUIREMENT --&gt; END([END])         SECURITY -- YES --&gt; DRENEFFECTIVE     </pre> <p>Detailed description of the flowchart:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>START → DRONE (Drainage Function Setting)</li> <li>DRONE → DRENEFFECTIVE (Drainage Effective Range Check)</li> <li>DRENEFFECTIVE → INfiltration (Infiltration Analysis)</li> <li>INfiltration → SECURITY (Check if target facility safety performance is met)</li> <li>If SECURITY is NO: REQUIREMENT (Check if safety equipment requirements are met) → END</li> <li>If SECURITY is YES: DRENEFFECTIVE (Drainage Effective Range Check) → DRENEFFECTIVE</li> </ul> <p>Annotations for the flowchart:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期待範囲のドレンについて、耐久性、耐震性及び保守管理性の3つの観点で評価</li> <li>なお、既設で径がφ100mmの塙ビ管は、前述のとおり、機能喪失時の検出・修復が不確実と考えられることがから機能喪失を前提とし、下記Bに示すとおり、透水層として評価する。</li> <li>項目 観点</li> <li>耐久性 耐用年数から供用期間中に機能維持できるか</li> <li>耐震性 基準地震動Saに対する耐震性を説明できるか</li> <li>保守管理性 目視・カメラやレーザー試験等により透水断面が保持されていることを確認できるか。</li> <li>A. 管路として評価</li> <li>B. 透水層として評価</li> </ul>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違（記載を具体化。基本方針に変更なし）</li> </ul> <p>・記載表現の相違（図 3.3-25 集水機能の信頼性に係る詳細検討フローと整合するよう記載適正化を図っている（「安全施設の要求事項を考慮した検討」を浸透流解析の前に移動）が基本方針に変更なし）</p>

添付 2-2 図 集水機能の検討フロー

図 3.3-23 集水機能の信頼性に係る基本検討フロー

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可							工事計画認可	資料番号他						
ドレンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱いを添付2-3図に示す。														
分類	ドレンの状態	該当箇所の例	各観点に対する評価	分類 <sup>※3</sup>	浸透流解析上の取扱い	分類 <sup>※3</sup>	浸透流解析上の取扱い	・記載表現の相違 (基本方針に変更なし)						
A-1	有孔ヒューム管	○ ○ ○	・有孔ヒューム管は、Ss地盤の発生断面力が評価値（ひび割れモーメント）を下回ることを確認する。 <sup>※1</sup> ・接続構は、発生応力度がコンクリートおよび鉄筋の許容応力度を下回ることを確認する。 <sup>※2</sup> ・直接的な確認はできない。	A 管路	A-1	・管の耐久性及び耐震性が確保され、構造を確認できるから、大気圧開放	A-1	・岩盤と軟体に囲まれた範囲は保持されるが、直接的な構造確認できないため、透水層として考慮し、この状況に応じた透水係数を設定する。						
A-2	(新設する場合)	○ ○ ○	(○) (一)	B 透水層	B-1	・ドレンは岩盤と軟体に囲まれた範囲に設置されることがから、Ss地盤時に管の設置空間が保持されること（引張がせん断破壊しないこと）を確認する。 ・接続構は、発生応力度が変化しないこと（引張がせん断破壊しないこと）を確認する。	B-1	・岩盤と軟体に囲まれた範囲は保持されるが、直接的な構造確認できないため、透水層として考慮し、この状況に応じた透水係数を設定する。						
B-1	有孔塩ビ管(3号伊Hx/B直下)	○ ○ ○	(△) (一)	C 周辺の地盤	C-1	・ドレンは岩盤を乗り込んで設置されているものの、直上の軟土等による上載土圧が作用するため、管の内空が確保されることを期待できないが、周辺岩盤の形が保持され、高透水性材料の大きさはない。	C-1	・岩盤の場合は直接貫通する（ひび割れモード）を判断することを譲渡する。 ・発生応力度がコンクリートによって静止土压力によって保持される。						
B-2	有孔塩ビ管(R/B-T/B間)	○ ○ ○	(△) (一)	C-2	・ドレンは岩盤を乗り込んで設置されているものの、直上の軟土等による上載土圧が作用するため、管の内空が確保されることを期待できないが、周辺岩盤の形が保持され、高透水性材料の大きさはない。	C-2	・ドレンと周辺地盤相当の透水係数を設定する。							
C-1	有孔塩ビ管(排気周辺)	○ × ×	※4	A-1	・有孔ヒューム管は、Ss地盤の発生断面力が評価値（ひび割れモード）を下回ることを確認する。 ・接続構は、発生応力度がコンクリートによって静止土压力によって保持される。	A-1	・岩盤と軟体に囲まれた範囲は保持されるが、直接的な構造確認できないため、透水層として考慮し、この状況に応じた透水係数を設定する。							
C-2	(期待しない)	有孔塩ビ管(3号伊T/B直下)	— — —	C-2	・ドレンと周辺地盤相当の透水係数を設定する。	C-2	・岩盤と軟体に囲まれた範囲は保持されるが、直接的な構造確認できないため、透水層として考慮し、この状況に応じた透水係数を設定する。							
■ 耐震性を確保する範囲 ■ 透水層として扱う範囲			※1 下道施設の耐震対策指針と解説-2014年版-による ※2 コンクリート標準方丈(構造性能照査編)(2002)による ※3 浸透流解析上、A(管路)と区分するドレンは施設、B(透水層)及びC(周辺の地盤)に区分するドレンは地盤として取扱う。											
添付2-3図 ドレンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱い														
安全施設の要求事項についての検討においては、ドレンの設置状況等に応じて、多重性及び独立性を確保する揚水ポンプ、揚水井戸の配置を検討する。 これらを踏まえて設定した集水機能の信頼性の詳細検討フローを添付2-4図に示す。														
図3.3-24 ドレンの状態に対応した分類と浸透流解析上の取扱い														

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p><b>【施設の設計値を満足するドレン範囲の検討】</b></p> <p>※1: ドレンの保守管理に用いる保守管理用立坑等は直接集・排水機能を有さないものでないことを前提とす。※2: 施設側で対応する場合を含む。</p> <p><b>【安全施設の要求事項を考慮した検討】</b></p> <p>※2: 単一故障としては、短期間では動的機器(揚水ポンプ)の単一故障、長期間では動的機器(揚水ポンプ)の単一故障又は想定される静的機器の単一故障(ドレン閉塞)のいずれかを仮定し、集水機能が保持されるよう配置を検討する。</p> <p><b>添付 2-4 図 集水機能の信頼性の詳細検討フロー</b></p> <p><b>【施設の設計値を満足するドレン範囲の検討】</b></p> <p>※1: ドレンの保守管理に用いる保守管理用立坑等は直接集・排水機能を有さないものでないことを前提とす。※2: 施設側で対応する場合を含む。</p> <p><b>【安全設備の要求事項を考慮した検討】</b></p> <p>※2: 単一故障としては、短期間では動的機器(揚水ポンプ)の単一故障、長期間では動的機器(揚水ポンプ)の単一故障又は静的機器の単一故障(ドレン閉塞)のいずれかを仮定し、計画を実行する。</p> <p><b>図 3.3-25 集水機能の信頼性に係る詳細検討フロー</b></p>		

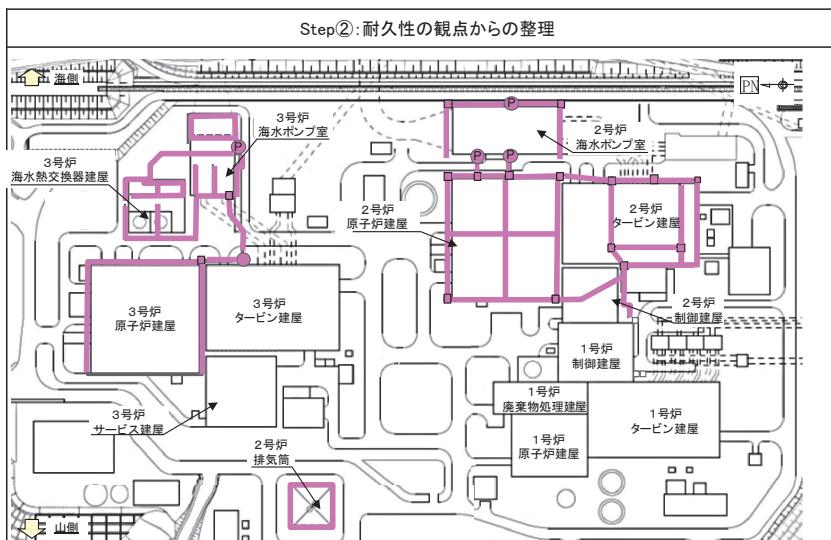
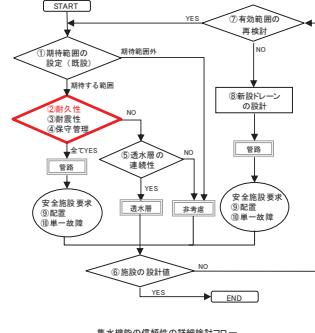
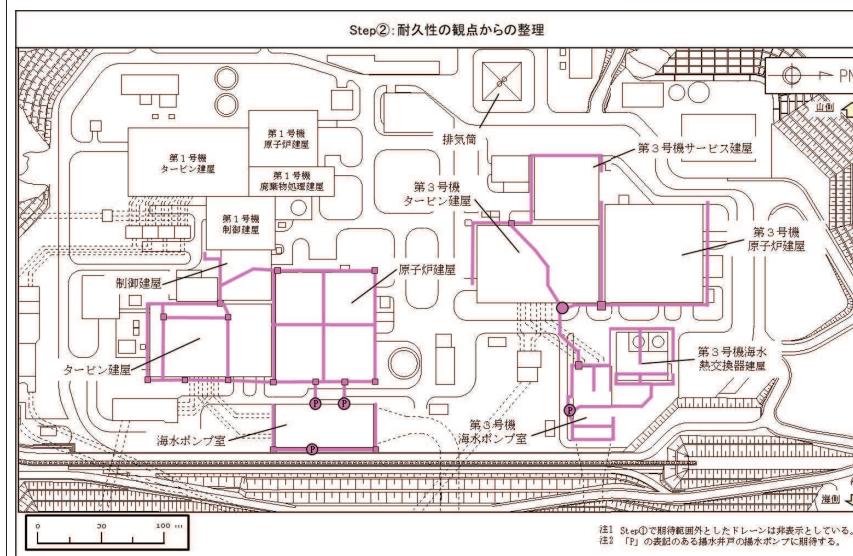
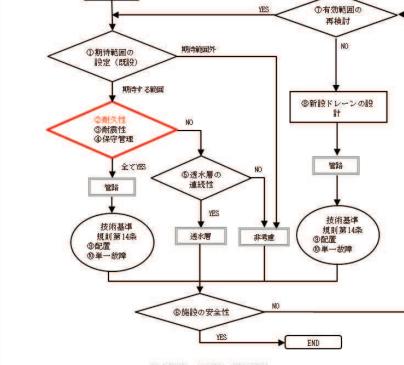
・記載表現の相違  
(基本方針に変更なし)

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

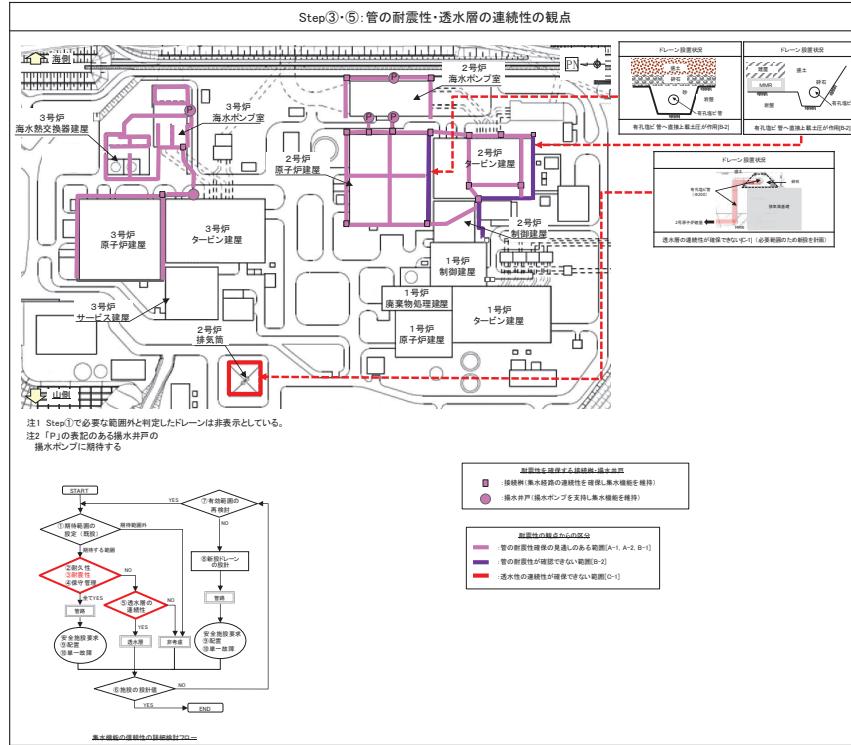
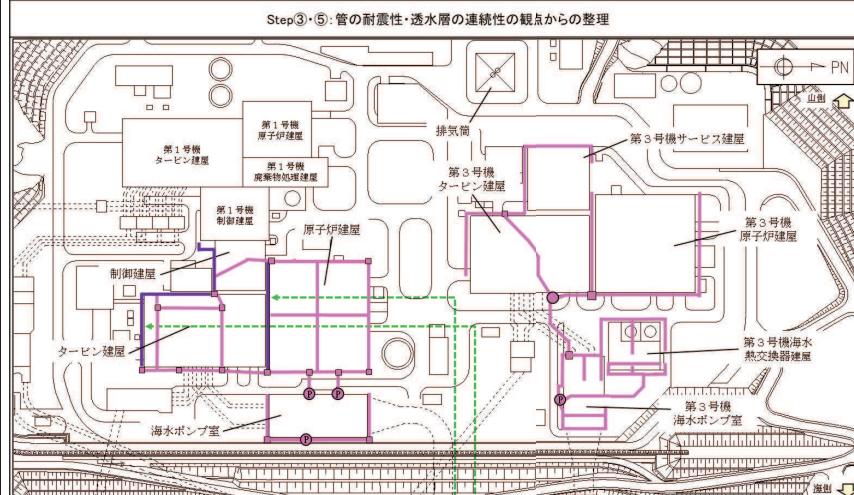
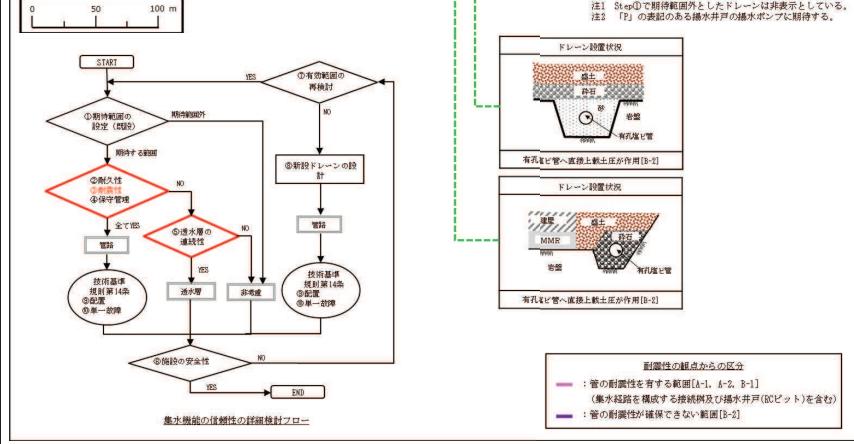
設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>次に、集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく各プロセスの検討内容の例を示す。ここでは早期に影響が現れる施設の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置することし、集水及び排水機能に係る設備構成の検討を行った。</p> <p>まず、「①既設ドレーンの期待範囲の設定」として、2号炉申請時において、施設の揚圧力影響低減への寄与が大きいと考えられる既設ドレーン範囲を抽出した。既設ドレーンの期待範囲を添付2-5図に示す。</p> <p><b>Step①: 既設ドレーンの期待範囲の設定</b></p> <p>Site map showing the location of existing drainage systems (Step①) and a flowchart for setting up the drainage expectation range (Step①).</p> <p><b>参考資料5 浸透流解析におけるドレーンの有効範囲の設定結果</b></p> <p>Step①: 既設ドレーンの期待範囲の設定</p> <p>Site map showing the location of existing drainage systems (Step①) and a flowchart for setting up the drainage expectation range (Step①).</p> <p><b>図5-4 既設ドレーンの期待範囲の設定 (Step①)</b></p> <p>以下、各ステップの図は工事計画認可において上下反転</p>	<p>参考資料5 浸透流解析におけるドレーンの有効範囲の設定結果</p> <p>Step①: 既設ドレーンの期待範囲の設定</p> <p>Site map showing the location of existing drainage systems (Step①) and a flowchart for setting up the drainage expectation range (Step①).</p> <p><b>図5-4 既設ドレーンの期待範囲の設定 (Step①)</b></p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項</li> </ul> <p>(3号機エリアの一部は、山側から下流側へ流れる地下水を効果的に集水可能であるため、期待範囲に含めるものとした。また、詳細設計段階における検討を踏まえ、排気筒周辺にはドレーンを新設せず、安全性を確保する方針とした。)</p>

添付2-5図 既設ドレーンの期待範囲の設定 (Step①)

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>統一して、「②耐久性」の観点からは全てのドレーン（有孔ヒューム管・有孔塩ビ管）が有効と判断される。耐久性に関する確認結果は添付資料2に示すとおりである。耐久性の観点からの整理結果を添付2-6図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <p>※ Step①で期待範囲外と判定されたドレーンは非表示としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>耐久性の観点からの区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性を有するドレーン範囲</li> <li>耐久性を有する接続部</li> <li>耐久性を有する揚水井戸</li> </ul> <p>注)「P」の表記のある揚水井戸の揚水ポンプに期待する</p> </div> </div> <div style="width: 45%;">  <p>Step②: 耐久性の観点からの整理</p> <p>法1 Step①で期待範囲外としたドレーンは非表示としている。 法2 「P」の表記のある揚水井戸の揚水ポンプに期待する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>耐久性の観点からの区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性を有するドレーン範囲</li> <li>耐久性を有する接続部</li> <li>耐久性を有する揚水井戸</li> </ul> </div> </div> </div>	<p>図5-5 耐久性の観点からの整理結果 (Step②)</p>	<p>・記載表現の相違 (Step①で期待した全範囲が耐久性有りと判断)</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>「③・⑤耐震性・透水層の連続性」の観点からは、盛土荷重が直接作用する一部の塩ビ管を除き、現状構造でSs機能維持を確保できる見通しである。</p> <p>なお、耐震性の確認結果は工事計画認可段階で提示する。</p> <p>管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果を添付2-7図に示す。</p>  <p>添付2-7図 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果 (Step③・⑤)</p>	<p>Step③・⑤: 管の耐震性・透水層の連続性の観点</p>  <p>Step③・⑤: 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理</p>  <p>図5-6 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果 (Step③・⑤)</p>	<p>・記載表現の相違 (最終的に管路として扱うドレーンの耐震性の確認結果は、別途耐震計算書にて説明)</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>「④管の保守管理」の観点からの有効範囲は添付 2-8 図のとおり整理される。</p> <p><b>Step④: 管の保守管理の観点からの整理</b></p> <p>注1) Step①で必要な範囲外と判定したドレンは非表示としている。 注2) 「P」の表記のある揚水井戸の揚水ポンプに期待する。</p> <p>人による直接確認が可能[A-1] 立入可能なドレンからカメラによる直録が可能だが、保守的に保守管理性がないものとして扱う[B-1]</p> <p><b>保守管理の観点からの区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人またはカメラでの直接確認可能範囲（集小路を構成する接続棟及び揚水井戸(DCピット)を含む）</li> <li>人またはカメラでの直接確認可能範囲だが、保守的に保守管理性がないものとして扱う範囲[B-1]</li> <li>人またはカメラで確認できない範囲</li> </ul> <pre> graph TD     START([START]) --&gt; Q1{①耐候性範囲の設定(既設)}     Q1 -- YES --&gt; Q2{⑦有効範囲の再検討}     Q1 -- NO --&gt; Q3{⑧新設ドレンの設計}     Q2 -- YES --&gt; Q4{⑨耐久性⑩構造的⑪維持管理}     Q4 -- YES --&gt; Q5{⑫透水層の連続性}     Q5 -- YES --&gt; Q6{⑬安全施設要求⑭配管⑮単一放障}     Q6 -- YES --&gt; Q7{⑯施設の設計値}     Q7 -- YES --&gt; END([END])     Q7 -- NO --&gt; Q8{⑰集水機能の連続性の詳細検討フロー}     Q8 --&gt; END   </pre> <p><b>添付 2-8 図 管の保守管理の観点からの整理結果 (Step④)</b></p>	<p>Step④: 管の保守管理の観点からの整理</p> <p>注1) Step①で耐候性範囲外としたドレンは非表示としている。 注2) 「P」の表記のある揚水井戸の揚水ポンプに期待する。</p> <p><b>保守管理の観点からの区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人またはカメラでの直接確認可能範囲（集小路を構成する接続棟及び揚水井戸(DCピット)を含む）</li> <li>人またはカメラでの直接確認可能範囲だが、保守的に保守管理性がないものとして扱う範囲[B-1]</li> <li>人またはカメラで確認できない範囲</li> </ul> <pre> graph TD     START([START]) --&gt; Q1{①耐候性範囲の設定(既設)}     Q1 -- YES --&gt; Q2{⑦有効範囲の再検討}     Q1 -- NO --&gt; Q3{⑧新設ドレンの設計}     Q2 -- YES --&gt; Q4{⑨耐久性⑩構造的⑪維持管理}     Q4 -- YES --&gt; Q5{⑫透水層の連続性}     Q5 -- YES --&gt; Q6{⑬安全施設要求⑭配管⑮単一放障}     Q6 -- YES --&gt; Q7{⑯施設の設計値}     Q7 -- YES --&gt; END([END])     Q7 -- NO --&gt; Q8{⑰集水機能の連続性の詳細検討フロー}     Q8 --&gt; END   </pre> <p><b>図 5-7 管の保守管理の観点からの整理結果 (Step④)</b></p>	<p>・ 記載表現の相違 (設置変更許可同様、管径により保守管理性を区分)</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>安全施設の要求の観点から、2号炉原子炉建屋において、揚水井戸の新設が必要と整理される。安全施設の要求の観点からの整理結果を添付2-9図に示す。</p> <p><b>Step⑨・⑩: 安全施設の要求の観点</b></p> <p><b>Flowchart for Pump Well Location Selection:</b></p> <pre>     graph TD         Start((START)) --&gt; Q1{①期待範囲の設定(既設)}         Q1 -- YES --&gt; Q2{②耐久性}         Q2 -- NO --&gt; P1[⑧新設ドレンの設計]         Q2 -- YES --&gt; Q3{③密度性}         Q3 -- NO --&gt; P1         Q3 -- YES --&gt; Q4{④保守管理}         Q4 -- NO --&gt; P1         Q4 -- YES --&gt; Q5{⑤施設設計}         Q5 -- NO --&gt; P1         Q5 -- YES --&gt; Q6{⑥施設設計}         Q6 -- NO --&gt; P1         Q6 -- YES --&gt; Q7{⑦有効範囲の再検討}         Q7 -- NO --&gt; P1         Q7 -- YES --&gt; P2[⑨配管]         P1 --&gt; P2         P2 --&gt; End((END))     </pre> <p><b>Legend for Safety Equipment Requirements:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(A-1)管路</li> <li>(B-1)透水層</li> <li>(B-2)透水層</li> <li>排水井戸</li> <li>揚水井戸</li> <li>(A-2)管路</li> </ul> <p><b>Notes:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>注1) C-1, C-2に整理されたドレンは記載していない</li> <li>注2) 新設する範囲のドレンは管路としての要件を満たす設計とする。</li> </ul> <p><b>Diagram of Pump Well Requirements (図5-8):</b></p> <p>This diagram shows the site layout with various buildings and piping. It highlights specific areas for pump well locations and includes callouts for notes related to pump well placement and drainage requirements.</p> <p><b>Notes:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Step①で期待範囲外としたドレンは非表示としている。</li> <li>注2 「F」の表記の通り既設の揚水ポンプは既設の揚水ポンプより既設の揚水ポンプの新設は不要となることから、揚水ポンプ及び井戸内の部分閉塞を実施する。</li> </ul> <p><b>安全設備の要求の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)</b></p>	<p><b>Step⑨・⑩: 安全設備の要求(多重化)の観点からの整理</b></p> <p><b>Flowchart for Pump Well Location Selection (図5-8):</b></p> <pre>     graph TD         Start((START)) --&gt; Q1{①期待範囲の設定(既設)}         Q1 -- YES --&gt; Q2{②耐久性}         Q2 -- NO --&gt; P1[⑧新設ドレンの設計]         Q2 -- YES --&gt; Q3{③密度性}         Q3 -- NO --&gt; P1         Q3 -- YES --&gt; Q4{④保守管理}         Q4 -- NO --&gt; P1         Q4 -- YES --&gt; Q5{⑤施設設計}         Q5 -- NO --&gt; P1         Q5 -- YES --&gt; Q6{⑥施設設計}         Q6 -- NO --&gt; P1         Q6 -- YES --&gt; Q7{⑦有効範囲の再検討}         Q7 -- NO --&gt; P1         Q7 -- YES --&gt; P2[⑨配管]         P1 --&gt; P2         P2 --&gt; End((END))     </pre> <p><b>Legend for Safety Equipment Requirements:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(A-1)管路</li> <li>(B-1)透水層</li> <li>(B-2)透水層</li> <li>排水井戸</li> <li>揚水井戸</li> <li>(A-2)管路</li> </ul> <p><b>Notes:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>注3 C-1, C-2に整理されたドレンは記載していない</li> <li>注4 新設する範囲のドレンは管路としての要件を満たす設計とする。</li> </ul> <p><b>凡て例:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑色の斜線: 排水(揚圧力影響)</li> <li>青色の斜線: 排水(底状況影響)</li> </ul>	<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (周辺施設との干渉等を考慮し揚水井戸の配置位置を設定。また、既設の揚水ポンプの取扱いを踏まえ記載適正化（2号機海水ポンプ室周辺）)</p>

添付2-9図 安全施設の要求の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

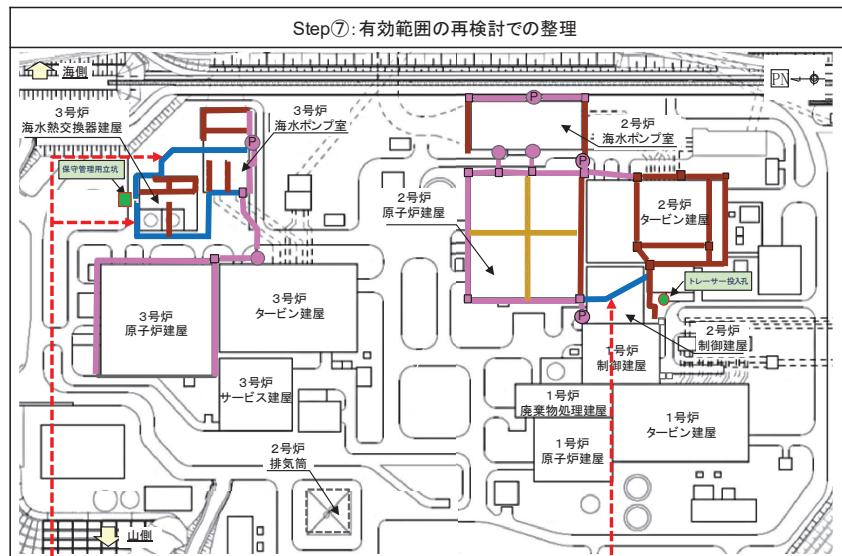
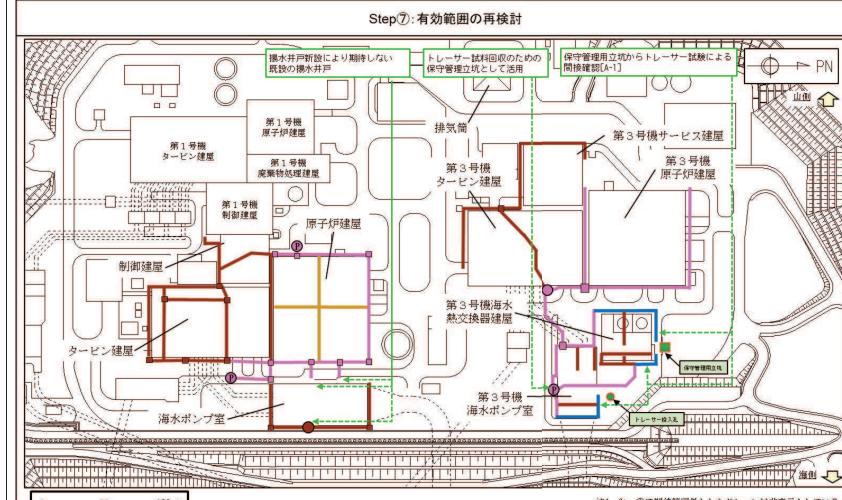
設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>「⑦ 有効範囲の再検討」において、施設の設計値を満足できない範囲について、保守管理立坑等の追加により保守管理範囲を拡大し、ドレンの有効範囲の再検討を行う。添付 2-10 図に示す有効範囲の再検討での整理結果は、3号炉海水熱交換器建屋及び2号炉制御建屋について、有効範囲の拡大を目的として、保守管理立坑等を追加した例であり、今後の点検実績の反映等により変更の可能性がある。</p>  <p><b>Step⑦: 有効範囲の再検討での整理</b></p> <p>注1) Step①で必要な範囲外と判定したドレンは非表示としている。 注2) 保守管理用立坑・トレーサー投入孔は現時点の計画であり、区分を含め、今後変更の可能性がある。 注3) 「P」の表記のある排水井戸の揚水ポンプに期待する。</p> <pre> graph TD     Start((START)) --&gt; Q1{⑦ 有効範囲の再検討}     Q1 -- YES --&gt; Q2{① 有効範囲の設定}     Q2 -- NO --&gt; Q3{④ 新設ドレンの設計}     Q3 -- NO --&gt; End((END))     Q2 -- YES --&gt; Q4{② 掘削範囲}     Q4 -- NO --&gt; End     Q4 -- YES --&gt; Q5{③ 有効性}     Q5 -- NO --&gt; End     Q5 -- YES --&gt; Q6{④ 保守管理}     Q6 -- NO --&gt; End     Q6 -- YES --&gt; Q7{⑤ 送水路の連続性}     Q7 -- NO --&gt; End     Q7 -- YES --&gt; Q8{⑥ 安全性}     Q8 -- NO --&gt; End     Q8 -- YES --&gt; End   </pre> <p><b>保守管理の範囲からの区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■人またはカメラでの直接確認可能範囲 (集水経路を構成する接続糸及び排水井戸を含む)</li> <li>■カメラ(流来側)+トレーサーでの間接確認範囲 (集水経路を構成する接続糸及び排水井戸を含む)</li> <li>■人またはカメラでの直接確認可能範囲だが、保守的に保守管理ができないものとして扱う範囲[B-1]</li> <li>■人またはカメラで確認できない範囲</li> </ul> <p><b>目次</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■保守管理用立坑*</li> <li>■トレーサー投入孔*</li> </ul> <p>排水機器の詳細設計に対する参考</p>	<p>Step⑦: 有効範囲の再検討</p>  <p>注1) Step①で期待範囲外としたドレンは非表示としている。 注2) 「P」の表記のある排水井戸の揚水ポンプに期待する。</p> <pre> graph TD     Start((START)) --&gt; Q1{⑦ 有効範囲の再検討}     Q1 -- YES --&gt; Q2{① 有効範囲の設定}     Q2 -- NO --&gt; End((END))     Q2 -- YES --&gt; Q3{② 掘削範囲}     Q3 -- NO --&gt; End     Q3 -- YES --&gt; Q4{③ 有効性}     Q4 -- NO --&gt; End     Q4 -- YES --&gt; Q5{④ 新設ドレンの設計}     Q5 -- NO --&gt; End     Q5 -- YES --&gt; Q6{⑤ 送水路の連続性}     Q6 -- NO --&gt; End     Q6 -- YES --&gt; Q7{⑥ 安全性}     Q7 -- NO --&gt; End     Q7 -- YES --&gt; End   </pre> <p><b>保守管理の範囲からの区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■人またはカメラでの直接確認可能範囲 (集水経路を構成する接続糸及び排水井戸(0ピット)を含む)</li> <li>■カメラ(流来側)+トレーサーでの間接確認範囲 (集水経路を構成する接続糸及び排水井戸(0ピット)を含む)</li> <li>■人またはカメラでの直接確認可能範囲だが、保守的に保守管理ができないものとして扱う範囲[B-1]</li> <li>■人またはカメラで確認できない範囲</li> </ul> <p><b>目次</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■保守管理用立坑*</li> <li>■トレーサー投入孔*</li> </ul> <p>排水機器の詳細設計に対する参考</p>	<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (保守管理性を確保するための保守管理立坑・トレーサー投入孔の配置検討結果を反映)</p>

図 5-9 有効範囲の再検討での整理結果 (Step⑦)

添付 2-10 図 有効範囲の再検討での整理結果 (Step⑦)

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

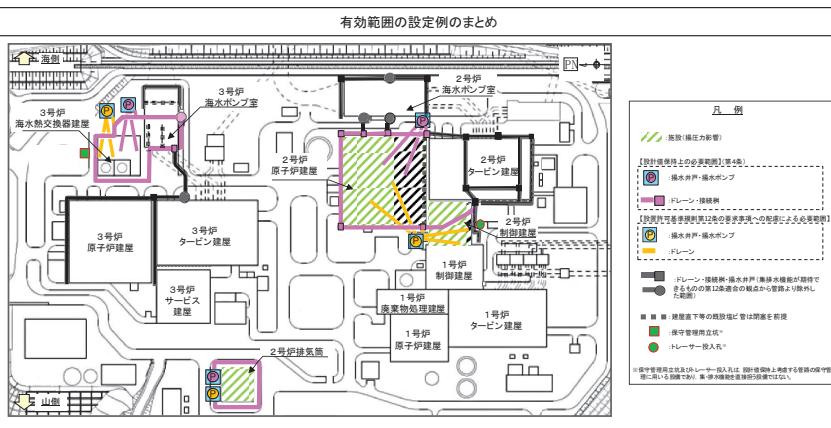
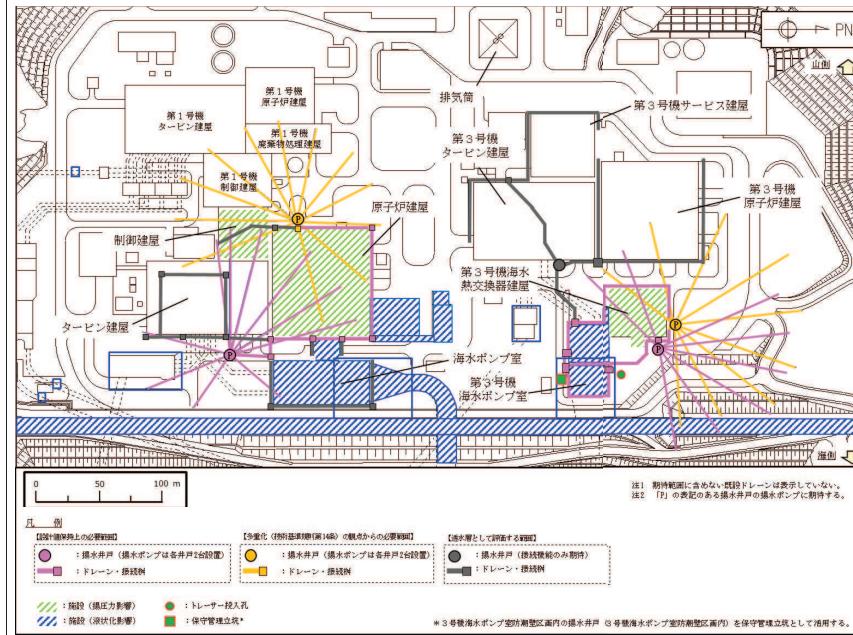
設置変更許可	工事計画認可	資料番号他														
<p>「⑧新設ドレンの要否」の観点から、施設近傍の既設ドレンに期待できない排気筒周辺や、施設直下の既設ドレンに期待できない2号炉原子炉建屋や3号炉海水熱交換器建屋において、新設が必要と整理される。新設ドレン要否の観点からの整理結果を添付2-11図に示す。</p> <p>なお、本検討において新設ドレンは施設直下の既設ドレンよりも深い位置に設置されることから、既設ドレンは機能しないものとして取り扱う。</p> <p><b>Step⑧: 新設ドレン要否の観点</b></p> <pre> graph TD     Start((START)) --&gt; Q1{①既設範囲の設定(既設)}     Q1 --&gt; Q1_1{期待する範囲}     Q1_1 --&gt; Q1_2{期待するドレン範囲(既設)}     Q1_2 --&gt; Q1_3{期待するドレン範囲(新設)}     Q1_3 --&gt; Q1_4{②耐久性}     Q1_4 --&gt; Q1_5{透水層の透水性}     Q1_5 --&gt; Q1_6{透水層の連続性}     Q1_6 --&gt; Q1_7{技術基準規制計14条}     Q1_7 --&gt; Q1_8{③耐久性}     Q1_8 --&gt; Q1_9{④保守管理}     Q1_9 --&gt; Q1_10{⑤既設の排水井戸}     Q1_10 --&gt; Q1_11{既設の排水管}     Q1_11 --&gt; Q1_12{安全施設要求}     Q1_12 --&gt; Q1_13{⑥配管}     Q1_13 --&gt; Q1_14{⑦有効範囲の再検討}     Q1_14 --&gt; Q1_15{期待する範囲}     Q1_15 --&gt; Q1_16{期待するドレン範囲(既設)}     Q1_16 --&gt; Q1_17{期待するドレン範囲(新設)}     Q1_17 --&gt; Q1_18{⑧新設ドレンの設計}     Q1_18 --&gt; End((END))   </pre> <p>注3)「P」の表記のある排水井戸の排水ポンプに期待する 注4)C-1, C-2に整理されたドレンは記載していない 注5)新設する範囲のドレンは管路としての要件を満たす設計とする。</p> <p><b>図5-10 新設ドレン要否の観点からの整理結果 (Step⑧)</b></p>	<p><b>Step⑧: 新設ドレンの設計</b></p> <pre> graph TD     Start((START)) --&gt; Q2{①既設範囲の設定(既設)}     Q2 --&gt; Q2_1{期待する範囲}     Q2_1 --&gt; Q2_2{期待するドレン範囲(既設)}     Q2_2 --&gt; Q2_3{期待するドレン範囲(新設)}     Q2_3 --&gt; Q2_4{②耐久性}     Q2_4 --&gt; Q2_5{透水層の透水性}     Q2_5 --&gt; Q2_6{透水層の連続性}     Q2_6 --&gt; Q2_7{技術基準規制計14条}     Q2_7 --&gt; Q2_8{③耐久性}     Q2_8 --&gt; Q2_9{④保守管理}     Q2_9 --&gt; Q2_10{⑤既設の排水井戸}     Q2_10 --&gt; Q2_11{既設の排水管}     Q2_11 --&gt; Q2_12{安全施設要求}     Q2_12 --&gt; Q2_13{⑥配管}     Q2_13 --&gt; Q2_14{⑦有効範囲の再検討}     Q2_14 --&gt; Q2_15{期待する範囲}     Q2_15 --&gt; Q2_16{期待するドレン範囲(既設)}     Q2_16 --&gt; Q2_17{期待するドレン範囲(新設)}     Q2_17 --&gt; Q2_18{⑧新設ドレンの設計}     Q2_18 --&gt; End((END))   </pre> <p>注1)Step⑧で期待範囲外としたドレンは非表示している。 注2)「P」の表記のある排水井戸の排水ポンプに期待する。なお、新設排水ポンプの設置により既設排水ポンプの機能は不要となるため、排水ポンプを撤去する。 注3)新設する範囲のドレンは管路としての要件を満たす設計とする。</p> <p><b>新設ドレンの要否の観点</b></p> <table border="1"> <tr> <td>(A-1)管路</td> <td>期待する範囲(既設)</td> </tr> <tr> <td>(B-1)透水層</td> <td>期待する範囲(既設)</td> </tr> <tr> <td>(B-2)透水層</td> <td>期待する範囲(既設)</td> </tr> <tr> <td>接続樹</td> <td>期待する範囲(既設)</td> </tr> <tr> <td>排水井戸</td> <td>期待する範囲(既設)</td> </tr> <tr> <td>(A-2)管路</td> <td>期待する範囲(新設)</td> </tr> <tr> <td>排水井戸</td> <td>期待する範囲(新設)</td> </tr> </table> <p>注4)C-1, C-2に整理されたドレンは記載していない 注5)新設する範囲のドレンは管路としての要件を満たす設計とする。</p> <p><b>凡て</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 保守管理立坑</li> <li>● : トレーサー投入孔</li> <li>■ : 施設(揚圧影響)</li> <li>■ : 施設(液化化影響)</li> </ul>	(A-1)管路	期待する範囲(既設)	(B-1)透水層	期待する範囲(既設)	(B-2)透水層	期待する範囲(既設)	接続樹	期待する範囲(既設)	排水井戸	期待する範囲(既設)	(A-2)管路	期待する範囲(新設)	排水井戸	期待する範囲(新設)	<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (詳細検討結果を踏まえ、2号機排気筒へは新設を行わず、2号機原子炉建屋と3号機海水熱交換器建屋周辺にドレンを新設することで安全性を確保する設計とした。新設ドレンの配置は浸透流解析結果を踏まえ設定した。なお、施設直下の既設ドレン(Φ50mm有孔塩ビ管)は設置変更許可同様考慮しない設計とした。)</p>
(A-1)管路	期待する範囲(既設)															
(B-1)透水層	期待する範囲(既設)															
(B-2)透水層	期待する範囲(既設)															
接続樹	期待する範囲(既設)															
排水井戸	期待する範囲(既設)															
(A-2)管路	期待する範囲(新設)															
排水井戸	期待する範囲(新設)															

添付 2-11 図 新設ドレン要否の観点からの整理結果 (Step⑧)

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>添付 2-11 図までで整理したドレン範囲のうち、安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理結果を添付 2-12 図に示す。</p> <p>安全施設の要求性能の確保に当たっては、「2. 安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討」に示すとおり短期・長期の単一故障を想定し多重性及び独立性を確保するため、揚水ポンプの多重化やドレン・揚水井戸の配置上の配慮が必要となる。</p> <p>Figure 2-11 shows the safety equipment performance guarantee review results from the perspective of the viewpoint (Step⑨・⑩). The top part is a site map of the nuclear power plant showing various buildings and equipment. Colored lines and boxes indicate different drainage and pump configurations. The bottom part is a flowchart titled 'Step⑨・⑩: Safety equipment performance guarantee review results from the perspective of the viewpoint'. It details the process of defining review ranges based on anticipated ranges, considering various factors like safety, reliability, and redundancy, and then conducting detailed reviews for each range.</p> <p>添付 2-12 図 安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理 (Step⑨・⑩)</p>	<p>Figure 5-11 shows the safety equipment performance guarantee review results from the perspective of the viewpoint (Step⑨・⑩). It includes a site map with many red lines and boxes indicating specific drainage and pump configurations, and a detailed flowchart for the review process. The flowchart outlines the steps from defining anticipated ranges to evaluating individual drainage and pump systems based on various criteria.</p> <p>図 5-11 安全設備の要求性能確保の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)</p>	<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (設置変更許可同様、揚水井戸・ポンプの多重化（各エリア2系統設置）等を行う。なお、詳細設計段階の検討を踏まえ、各揚水井戸へ揚水ポンプを2台設置する設計とした旨を記載。)</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定例のまとめを添付2-13図に示す。本図はこれまでに整理したドレンの有効範囲をまとめたものであり、設置許可基準規則第3条第2項、同第4条及び同第12条の要求を考慮した設備構成例である。</p> <p>建物・構築物の揚圧力影響（設置許可基準規則第4条）の低減に着目した施設（原子炉建屋、制御建屋、排気筒、3号炉海水熱交換器建屋）に対し、条文適合上必要な集水及び排水機能の範囲は、設計値保持のため必要な範囲（■）と、設置許可基準規則第12条の要求事項への配慮による範囲（■）にて構成される。</p> <p>なお、ドレンとしての集水機能が期待できるものの、設置許可基準規則第12条適合の観点から管路より除外した範囲（■）については透水層として取扱う。</p> 	<p>参考資料5 浸透流解析におけるドレンの有効範囲の設定結果</p> <p>集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定結果を図5-12に示す。本図は、「集水機能の信頼性に係る詳細検討フロー」（図5-3）に基づく整理であり、技術基準規則第5条・同第14条並びに設置許可基準規則第3条第2項の要求に対応した設備構成である。</p> <p>ここに示すとおり、建物・構築物（原子炉建屋、制御建屋、3号機海水熱交換器建屋）の揚圧力影響（技術基準規則第5条）を考慮し、先に挙げた各条文へ適合させるため、地下水位低下設備を設計値保持のため必要な範囲（■）と、技術基準規則第14条の要求事項への配慮による範囲（■）にて構成するものとした。</p> <p>なお、ドレンのうち、耐久性・耐震性を有するが保守管理性を満たせない範囲、耐久性・耐震性及び保守管理性を満たすものの、技術基準規則第14条の要求事項への配慮の観点から管路より除外した範囲（■）については透水層として取扱う。連続した透水層としての機能に期待できない場合は、周辺の地盤相当として取扱う。</p> 	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違（実質的な相違なし）</li> </ul>

・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項  
(設置変更許可と同様のフローに基づき工事計画認可における詳細設計（工事計画認可で実施した浸透流解析を含む）も踏まえ検討した結果、設置変更許可よりドレン配置・構成が変更となっている。)

添付2-13図 地下水位低下設備の設定例

図5-12 地下水位低下設備の設定結果（まとめ）

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可				工事計画認可		資料番号他							
<b>添付資料3 設置変更許可段階及び工事計画認可以降の提示内容</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>設置許可基準規則における対応条文への適合の考え方</li> </ol> <p><b>添付3-1表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容 第3条（設計基準対象施設の地盤）</b></p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし (本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお、工事計画認可で示す耐震計算書は、設置許可基準規則第3条第1項に対応する支持性能に係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第3条第2項に対する適合性は、耐震計算書にて説明。)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備及び予備品については「VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針」にて説明。</li> </ul>							
<p><b>設置許可基準規則</b></p> <p><b>設置許可基準規則の解釈</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準適合の考え方</th> <th rowspan="2">設置変更許可申請書への反映箇所</th> <th rowspan="2">詳細設計段階における提示内容</th> </tr> <tr> <th>考え方</th> <th>必要な設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>設置基準対象施設は、 次第二項の規定により算定する地盤力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によつて生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に対する放散線による公害への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要度分類」）及び兼用キャスクについては、同条第三項の規定による基準地震動による地盤力を含む）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支撐することができる地盤に限なければならない。 ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支擋されなくてその安全機能が損なわれない方法により設けることができときは、この限りでない。</p> <p>2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に限なければならない。</p> </td> <td> <p>（添付3-8表、主要箇所抜粋） 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支擋することができる」とは、設計基準対象施設について、自重及び運動時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地盤力が作用した場合においても、接地圧に堪える十分な支持力を有する段階であることをいふ。 耐震重要施設については、基礎地盤による地盤力が作用することによって弱面の上にせり等が発生しないことを含め、基礎地盤による地盤力に対する支持性能が確保されていることを確認する。</p> <p>（添付3-8表、主要箇所抜粋） 「変形」とは、地震発生に伴う地盤変動によつて生じる支持地盤の傾斜及び陥没並びに地盤生じた建物・構築物間の不整地下、液状化及び堆積り込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。</p> <p>3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならぬ。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができときは、この限りでない。</p> </td> <td> <p>添付書類六 -地盤 -地盤力に対する基礎地盤の安定性評価 （基礎適合はこの条件を用いた安定性評価により確認）</p> <p>（設置許可段階で説明）</p> <p>地下水位低下設備の耐震性に関する説明書において地盤の支持性能に係る確認結果を記載</p> </td> <td> <p>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価</p> <p>・耐震性に関する説明書 （第四条の審査において確認）</p> </td> </tr> </tbody> </table>				基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容	考え方	必要な設備等	<p>設置基準対象施設は、 次第二項の規定により算定する地盤力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によつて生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に対する放散線による公害への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要度分類」）及び兼用キャスクについては、同条第三項の規定による基準地震動による地盤力を含む）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支撐することができる地盤に限なければならない。 ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支擋されなくてその安全機能が損なわれない方法により設けることができときは、この限りでない。</p> <p>2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に限なければならない。</p>	<p>（添付3-8表、主要箇所抜粋） 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支擋することができる」とは、設計基準対象施設について、自重及び運動時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地盤力が作用した場合においても、接地圧に堪える十分な支持力を有する段階であることをいふ。 耐震重要施設については、基礎地盤による地盤力が作用することによって弱面の上にせり等が発生しないことを含め、基礎地盤による地盤力に対する支持性能が確保されていることを確認する。</p> <p>（添付3-8表、主要箇所抜粋） 「変形」とは、地震発生に伴う地盤変動によつて生じる支持地盤の傾斜及び陥没並びに地盤生じた建物・構築物間の不整地下、液状化及び堆積り込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。</p> <p>3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならぬ。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができときは、この限りでない。</p>	<p>添付書類六 -地盤 -地盤力に対する基礎地盤の安定性評価 （基礎適合はこの条件を用いた安定性評価により確認）</p> <p>（設置許可段階で説明）</p> <p>地下水位低下設備の耐震性に関する説明書において地盤の支持性能に係る確認結果を記載</p>	<p>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価</p> <p>・耐震性に関する説明書 （第四条の審査において確認）</p>
基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容										
考え方	必要な設備等												
<p>設置基準対象施設は、 次第二項の規定により算定する地盤力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によつて生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に対する放散線による公害への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要度分類」）及び兼用キャスクについては、同条第三項の規定による基準地震動による地盤力を含む）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支撐することができる地盤に限なければならない。 ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支擋されなくてその安全機能が損なわれない方法により設けることができときは、この限りでない。</p> <p>2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に限なければならない。</p>	<p>（添付3-8表、主要箇所抜粋） 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支擋することができる」とは、設計基準対象施設について、自重及び運動時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地盤力が作用した場合においても、接地圧に堪える十分な支持力を有する段階であることをいふ。 耐震重要施設については、基礎地盤による地盤力が作用することによって弱面の上にせり等が発生しないことを含め、基礎地盤による地盤力に対する支持性能が確保されていることを確認する。</p> <p>（添付3-8表、主要箇所抜粋） 「変形」とは、地震発生に伴う地盤変動によつて生じる支持地盤の傾斜及び陥没並びに地盤生じた建物・構築物間の不整地下、液状化及び堆積り込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。</p> <p>3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならぬ。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができときは、この限りでない。</p>	<p>添付書類六 -地盤 -地盤力に対する基礎地盤の安定性評価 （基礎適合はこの条件を用いた安定性評価により確認）</p> <p>（設置許可段階で説明）</p> <p>地下水位低下設備の耐震性に関する説明書において地盤の支持性能に係る確認結果を記載</p>	<p>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価</p> <p>・耐震性に関する説明書 （第四条の審査において確認）</p>										
<p>第三条（設計基準対象施設の地盤）</p>				<p>関連 添付書類八 -全般設計/耐震設計 -耐震重要施設</p>									
<p>（記載を省略）</p>				<p>（地下水位設定とは関連しない）</p>									

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可					工事計画認可	資料番号他																																				
<b>添付 3-2 表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と工事計画認可段階における提示内容 第38条（重大事故等対処施設の地盤）</b>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置許可基準規則</th> <th rowspan="2">設置許可基準規則の解釈</th> <th colspan="2">基準適合の考え方</th> <th rowspan="2">設置変更許可申請書への反映箇所</th> <th rowspan="2">詳細設計段階における提示内容</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>考え方</th> <th>必要な設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第三十八条 (重大事故等対処施設の地盤)</td> <td>1 第38条の適用に当たっては、本規程別記1に準ずるものとする。 ※別記1：第3条(設計基準対象施設の勘定)</td> <td>常設重大事故等対処施設の基礎地盤・基礎地盤の安定性評価の条件として地下水位の設定方法を記載（基準適合はこの条件を用いた安定性評価により確認）</td> <td>添付書類六 -地盤 -地盤力に対する基礎地盤の安定性評価（地下水位）</td> <td>— (設置許可基準規則第38条第2項に対する適合性は、耐震計算書にて説明。)</td> <td>・変更なし (本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお、工事計画認可で示す耐震計算書は、設置許可基準規則第38条第1項に対応する支持性能に係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第38条第2項に対する適合性は、耐震計算書にて説明。)</td> <td>・可搬型設備及び予備品については「VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針」にて説明。</td> </tr> <tr> <td>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が施設する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。</td> <td>常設重大事故等対処設備が施設する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。</td> <td>添付書類六 -地盤 -地盤力に対する基礎地盤の安定性評価（地下水位）</td> <td>・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）</td> <td>・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）</td> <td>・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）</td> </tr> <tr> <td>3 第1項第4号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項第1号の耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。</td> <td>常設重大事故等対処設備が施設する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。</td> <td>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価 機能喪失への対応として、可搬型設備及び予備品を確保</td> <td>開港 添付書類八 -設置許可基準規則への適合 -第三十九条</td> <td>・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）</td> <td>・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）</td> <td>・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）</td> </tr> <tr> <td>3 重大事故等対処施設は、震度が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。 できない方法により設けることができるときは、この限りでない。</td> <td>— (地下水位設定とは関連しない)</td> <td>— (地下水位設定とは関連しない)</td> <td>— (地下水位設定とは関連しない)</td> <td>— (地下水位設定とは関連しない)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容		考え方	必要な設備等	第三十八条 (重大事故等対処施設の地盤)	1 第38条の適用に当たっては、本規程別記1に準ずるものとする。 ※別記1：第3条(設計基準対象施設の勘定)	常設重大事故等対処施設の基礎地盤・基礎地盤の安定性評価の条件として地下水位の設定方法を記載（基準適合はこの条件を用いた安定性評価により確認）	添付書類六 -地盤 -地盤力に対する基礎地盤の安定性評価（地下水位）	— (設置許可基準規則第38条第2項に対する適合性は、耐震計算書にて説明。)	・変更なし (本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお、工事計画認可で示す耐震計算書は、設置許可基準規則第38条第1項に対応する支持性能に係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第38条第2項に対する適合性は、耐震計算書にて説明。)	・可搬型設備及び予備品については「VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針」にて説明。	2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が施設する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。	常設重大事故等対処設備が施設する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。	添付書類六 -地盤 -地盤力に対する基礎地盤の安定性評価（地下水位）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	3 第1項第4号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項第1号の耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。	常設重大事故等対処設備が施設する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。	添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価 機能喪失への対応として、可搬型設備及び予備品を確保	開港 添付書類八 -設置許可基準規則への適合 -第三十九条	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	3 重大事故等対処施設は、震度が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。 できない方法により設けることができるときは、この限りでない。	— (地下水位設定とは関連しない)	— (地下水位設定とは関連しない)	— (地下水位設定とは関連しない)	— (地下水位設定とは関連しない)		
設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容																																					
		考え方	必要な設備等																																							
第三十八条 (重大事故等対処施設の地盤)	1 第38条の適用に当たっては、本規程別記1に準ずるものとする。 ※別記1：第3条(設計基準対象施設の勘定)	常設重大事故等対処施設の基礎地盤・基礎地盤の安定性評価の条件として地下水位の設定方法を記載（基準適合はこの条件を用いた安定性評価により確認）	添付書類六 -地盤 -地盤力に対する基礎地盤の安定性評価（地下水位）	— (設置許可基準規則第38条第2項に対する適合性は、耐震計算書にて説明。)	・変更なし (本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお、工事計画認可で示す耐震計算書は、設置許可基準規則第38条第1項に対応する支持性能に係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第38条第2項に対する適合性は、耐震計算書にて説明。)	・可搬型設備及び予備品については「VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針」にて説明。																																				
	2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が施設する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。	常設重大事故等対処設備が施設する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。	添付書類六 -地盤 -地盤力に対する基礎地盤の安定性評価（地下水位）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）																																				
	3 第1項第4号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項第1号の耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。	常設重大事故等対処設備が施設する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。	添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価 機能喪失への対応として、可搬型設備及び予備品を確保	開港 添付書類八 -設置許可基準規則への適合 -第三十九条	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）	・耐震性に関する説明書（第三十九条の審査において確認）																																			
3 重大事故等対処施設は、震度が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。 できない方法により設けることができるときは、この限りでない。	— (地下水位設定とは関連しない)	— (地下水位設定とは関連しない)	— (地下水位設定とは関連しない)	— (地下水位設定とは関連しない)																																						

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可				工事計画認可		資料番号他
<b>添付 3-3 表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容 第4条（地震による損傷の防止）</b>				• 変更なし <p>(本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。基準適合性を示す耐震性の確認結果は、工事計画認可において設計用地下水位の設定結果と併せ耐震計算書にて説明。)</p>		
第四条 (地震による損傷の防止)	設置許可基準規則  <u>設置許可基準規則の解釈</u>	<b>基準適合の考え方</b> 考え方 <u>必要な設備等</u>	<b>設置変更許可申請書への反映箇所</b> <u>本文*</u> <u>添付書類八</u> -常設の地下水位低下設備 <u>機能喪失への対応として、可搬型設備及び予備品を確保</u> <u>耐震重要度分類</u> <u>-その他発電用原子炉の附属施設</u> <u>-地下水位低下設備</u>	<b>詳細設計段階における提示内容</b> <u>本文*</u> <u>添付書類六</u> -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価 <u>※ 耐震評価において地下水位低下設備の機能に期待することは女川サイト固有の事項であることから、設置目的や役割を本文に記載。</u>	—	• 可搬型設備及び予備品については「VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針」にて説明。
1 設計基準対象施設は、地盤力に十分に耐えることができるものでなければならぬ。  1.1 条第1項に規定する「地盤力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておむね弹性範囲の設計がなされることをいう。	(添付 3-9 表、添付 3-10 表、以下主要箇所抜粋)  2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければ  3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地盤によって作用する地盤力(以下「津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並にこれら設備が設置された建物、構築物、基礎地盤動による地盤力に対して、それらの施設及び設備に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。)が保持できること。」  4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安否機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	設計基準対象施設 -常設の地下水位低下設備 機能喪失への対応として、可搬型設備及び予備品を確保 耐震重要度分類 -その他発電用原子炉の附属施設 -地下水位低下設備	設計基準対象施設 -常設の地下水位低下設備 機能喪失への対応として、可搬型設備及び予備品を確保 耐震重要度分類 -その他発電用原子炉の附属施設 -地下水位低下設備	地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価 <u>※ 耐震評価において地下水位低下設備の機能に期待することは女川サイト固有の事項であることから、設置目的や役割を本文に記載。</u>	—	
		(対象斜面なし)	—	—	—	

(注1) 「設置許可基準規則」及び「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可					工事計画認可	資料番号他
<p>添付 3-4 表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容</p> <p>第 39 条（重大事故等対処施設／地震による損傷の防止）</p>					<p>・変更なし (本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。基準適合性を示す耐震性の確認結果は、工事計画認可において設計用地下水位の設定結果と併せて耐震計算書にて説明。)</p>	
<b>設置許可基準規則</b>		<b>設置許可基準規則の解釈</b>	<b>基準適合の考え方</b>	<b>設置変更許可申請書への反映箇所</b>	<b>詳細設計段階における提示内容</b>	
<p>重複事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次の定める要件を満たすものでなければならぬ。</p> <p><b>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</b>基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能が損なわれるおそれがないものである。</p> <p><b>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</b>第四条第二項の規定により算定する地盤力に十分耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等対処するため必要な機能が損なわれるおそれがないものである。</p> <p><b>四 特定重大事故等対処施設</b>第四条第二項の規定により算定する地盤力に十分耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等対処するため必要な機能が損なわれるおそれがないものである。</p>		<p>1 第 39 条の適用に当たっては、本規程別記 2 に準ずるものとする。 <b>※別記 2：第 4 条（地震による損傷の防止）</b>2 第 1 項第 2 号に規定する「第 4 条第 2 項の規定により算定する地盤力」とは、本規程別記 2 第 4 条第 2 項から第 4 項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事例対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力と同等のものとする。 3 第 1 項第 4 号に規定する「第 4 条第 2 項の規定により算定する地盤力」とは、本規程別記 2 第 4 条第 2 項第 1 号の前段第二項の規定により算定する地盤力」とは、地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。</p> <p>2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によつて生ずるおそれがある斜面の崩壊等に対処するため必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>考え方 必要な設備等</p> <p>本文<sup>※1</sup> ・常設の地下水位低下設備 機能喪失への対応として、可搬型設備及び予備品を確保</p> <p>添付書類八 -設置許可基準規則への適合 -第三十九条</p> <p>開港 下水位を一定の範囲に保持する地 下水位低下設備の機能を考慮した 水位。自然水位より保守的に設定 した水位又は地表面にて設計用地 下水位を設定し、水压の影響を考慮 する。（第三十九条第二項をあわせ て確認）</p> <p>附屬施設 -地下水位低下設備</p> <p>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による 施設への影響評価</p> <p>※1 耐震評価において地下水位低下設備の機能に期待することは女川サイト固有の事項であることから、設置目的や役割を本文に記載。</p>	<p>本文<sup>※1</sup> ・常設重大事故対処施設は、地盤力に十分耐えるよう設計する。 ・常設重大事故対処施設の設計においては、防潮堤の下方を地盤改良するために海側への地下水の流れが遮断される地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあるといつ う女川サイト固有の状況を踏まえ地 下水位を一定の範囲に保持する地 下水位低下設備の機能を考慮した 水位。自然水位より保守的に設定 した水位又は地表面にて設計用地 下水位を設定し、水压の影響を考慮 する。（第三十九条第二項をあわせ て確認）</p> <p>附屬施設 -地下水位低下設備</p> <p>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による 施設への影響評価</p> <p>※1 耐震評価において地下水位低下設備の機能に期待することは女川サイト固有の事項であることから、設置目的や役割を本文に記載。</p>		

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可					工事計画認可		資料番号他
設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計及 階における 提示内容	・変更なし  (地下水位設定とは関連しない)	
		考え方	必要な設備等				
第四十三条 (重大事故等対処設備)	1 重大事故等対処設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事態に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。 2 第1項第3号の適用に当たっては、第12款第4項の解釈に準るものとする。 3 第1項第5号に規定する「他の設備」とは、設計基準対象施設だけではなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。	—	—	—	—	・変更なし  (地下水位設定とは関連しない)	
	4 第2項第3号及び第3項第7号に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を考慮したものという。	—	—	—	—		

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可					工事計画認可		資料番号他
添付3-6表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容							
第43条（重大事故等対処施設）（2/2）					・変更なし		
設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方	設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容			
考え方	必要な設備等						
第43条（重大事故等対処施設）  一 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるものほか、次に掲げるものでなければならぬ。 一 想定される重大事故等の発生に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 二 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものであっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。 三、常設設備と接続するものであつては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。 四 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に搬入付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他クロリズムによる影響、設計基準事故等対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	1 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故等対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものである。 2 第1項第5号の適用に当たつては、第1.2条第4項の解釈に準るものとする。 3 第1項第5号に規定する「他の設備」とは、設計基準対象施設だけではなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。	—  <small>(地下水位設定とは関連しない)</small>	—  <small>(地下水位設定とは関連しない)</small>	—  <small>(地下水位設定とは関連しない)</small>	・可搬型重大事故等対処設備による重大事故等への対応に必要なアセスメントは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受けこととなるアセスメントの適切性を確保する設計 <sup>※1</sup> とする。	添付書類八 -設置許可基準規則への適合	アセスルートに係る詳細検討結果
六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び鉄道を確保できよう、適切な措置を講じたものであること。	4 第2項第3号及び第3項第4号に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を考慮したものという。	・可搬型重大事故等対処設備による重大事故等への対応に必要なアセスメントは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受けこととなるアセスメントの適切性を確保する設計 <sup>※1</sup> とする。	常設の地下水位低下設備 <sup>※2</sup>	添付書類八 -設置許可基準規則への適合	アセスルートに係る詳細検討結果	—  <small>(地下水位設定とは関連しない)</small>	—  <small>(地下水位設定とは関連しない)</small>
重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故等対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。							

※1 設置変更許可段階においては、設計用地下水位を地下水位低下設備の効果を考慮した0. P.+5.0mとして、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がり評価を実施する。

※2 工設段階において設計用地下水位を改めて設定した上で、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がりを再評価する。なお、評価に当たつては、地下水位低下設備の機能喪失を想定して、機能喪失の上昇程度を考慮する。

注) 重大事故等の発生と同時に地下水位低下設備が機能喪失した場合においても、可搬型重大事故等対処設備のアセスルートに対する影響はないが、地下水位低下設備は、共用期間中において常に必要な設備と位置付けていくことから、高い信頼性を確保することにより重大事故等時においてもその機能が維持されている状況を踏まえ、ここでは基準適合の観点から、必要な設備として記す。

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

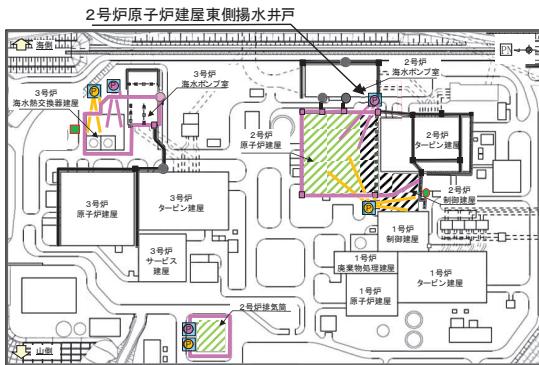
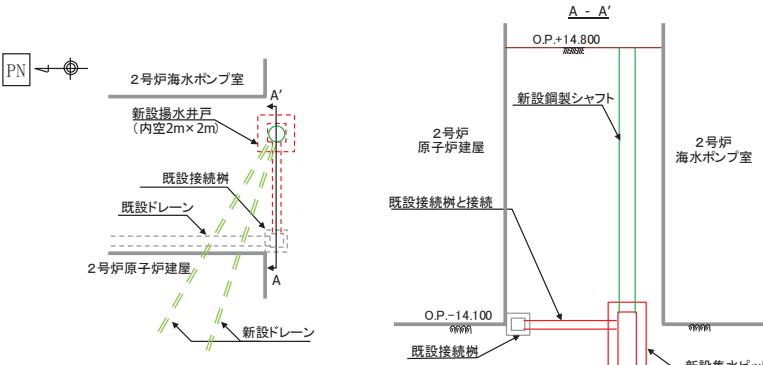
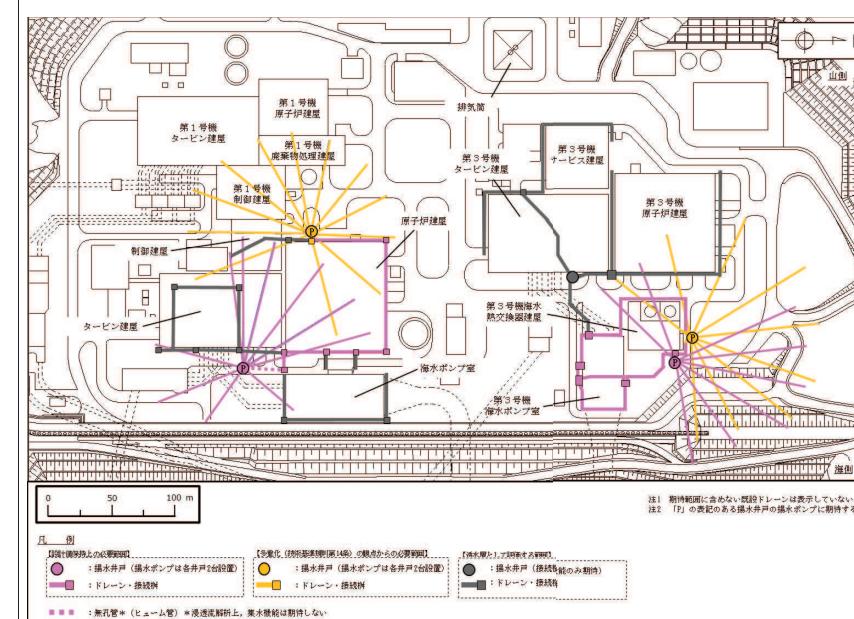
設置変更許可					工事計画認可		資料番号他
添付3-7表 技術的能力審査基準に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容					・変更なし		・可搬型設備及び予備品については「VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針」にて説明。
技術的能力審査基準	技術的能力審査基準の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容		
		考え方	必要な設備等				
（2）復旧作業に係る要求数項 ①予備品等の確保 発電用原子炉設置者において、重要安全施設（設置許可基準規則第2条第9号に規定する重要安全施設をいう。）の取扱い可能な機器及び部品等について、適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等を確保する方針であること。	「適切な予備品及び予備品への取替のための必要な機材等」とは、気象条件等を考慮した機材、ガレキ撤去等のための重機及び救援対応を想定した照明機器等を含むこと。	・地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。  <small>整備所で共通で配備する照管等の資機材</small>	・揚水ポンプ等の可搬型設備及び予備品	—	添付書類十 -技術的能力 -復旧作業に係る事項		
1. 重大事故等対策における要求数項 1.0 共通事項	②保管場所 発電用原子炉設置者において、上記予備品等を、外部事象の影響を受けない場所に位置的分散などを考慮して保管する方針であること。  ③アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、基効性のある運用管理を行なう方針であること。	—	・地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない場所に保管する。	—	・外部事象の影響を受けない保管場所	—	
		—	・地下水位低下設備の重要な安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえ、該する設計上及び機能喪失時の配慮により、地下水位低下設備の機能を確保する範囲に係留される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する範囲においては、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。 ・地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定期間確保する設計とする。	—	—	—	
		—	・地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書及び必要な体制を整備するとともに、教育及び訓練を実施する。 さらに、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超える長期に及ぶ場合を想定し、外部支援等によりアクセスルートの通行性の確保を図る手順と体制の整備を行う。	—	・手順・体制の整備	—	

注) 「技術的能力審査基準」及び「技術的能力審査基準の解釈」欄は、地下水位低下設備及びアクセスルートに関する部分を抜粋。

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>補足説明資料4 三次元浸透流解析による防潮堤沈下対策の影響確認結果</p> <p>2. 地下水位低下設備が機能しない場合の地下水位分布 地下水位低下設備の機能喪失後、地下水位が上昇し施設等の安全性に影響を与えるレベルに達するまでの期間を「時間余裕」として定義する。この時間余裕は、地下水位に係る対策の妥当性を検証する場合等、必要に応じて参照する。</p> <p>3. 地下水位低下設備が機能しない場合の影響 地下水位低下設備の機能停止後の水位上昇範囲は、初期段階では建屋近傍に限定されることから（補足説明資料6参照）、揚圧力影響と液状化影響は段階的に生じるものと想定される。 アクセスルート（O.P.+14.8m盤）については地下水位が上昇した場合に、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受ける可能性がある。これに対して、「第I編 2.4 (3) c. アクセスルート機能維持の方針」に示す配慮事項により、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受けることなく通行性を確保する設計とする方針としている。</p> <p>液状化影響の評価については、「別紙17 液状化影響の検討方針」に基づき評価を行う方針とし、その概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>液状化等の周辺地盤の変状による施設への影響評価においては、施設周辺の地下水位や地盤等の状況を踏まえて、液状化検討対象施設を抽出する。</li> <li>抽出した液状化検討対象施設に対し、液状化等による影響が及ぶおそれがある場合は、有効応力解析または全応力解析を行い、保守的な解析手法を選定する。</li> <li>液状化を考慮する場合の評価は、地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮した評価（有効応力解析等）によるものとし、有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。</li> </ul>	<p>6.3 復旧措置に係る可搬ポンプユニットの配備数の妥当性確認 可搬ポンプユニットの配備数の妥当性として、各エリアの全ての揚水井戸が同時に機能喪失した場合においても、各建屋に作用する平均揚圧力が設計揚圧力に到達するまでの時間（以下「時間余裕」という。）内に、計画している可搬ポンプユニットの配備数により各エリアの水位低下措置を完了できることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし (設置変更許可の整理を踏まえ、工事計画認可では影響が早期に生じる揚圧力影響に着目し時間余裕を評価。また、設置変更許可の整理を踏まえたアクセスルートの評価を実施。)</li> <li>変更なし (工事計画認可では、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から設計用地下水位を高めに設定。)</li> <li>変更なし (保守的な解析手法を選定する方針に変更なし。工事計画認可では、「有効応力解析または全応力解析」の判断がしがたい場合は、双方を実施し耐震評価を行うこととした。)</li> <li>変更なし ([2 耐震設計の基本方針] 2.1 基本方針(10)(11)へ同様の方針を記載)</li> </ul>	<p>VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針 ・記載表現の相違（実質的な相違なし）</p> <p>VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針 各影響が生じるまでの時間軸は「補足600-25-1 地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料」参照</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>補足説明資料8 新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例 揚水井戸の位置及び構造並びに施工方法については工認段階で詳細検討を行い決定する。</p> <p><b>KEYPLAN</b></p>  <p>The site plan shows the layout of the reactor buildings (1号炉, 2号炉, 3号炉), service buildings, and various piping systems. A specific area near the 2号炉 building is highlighted in pink, indicating the location of the new water extraction well.</p> <p><b>(平面図)</b> <b>(断面図)</b></p>  <p>This diagram illustrates the cross-section of the new water extraction well shaft. It shows the shaft wall, the new steel shaft (新設鋼製シャフト), and the new water pump room (海水ポンプ室). The elevation levels O.P.+14.800 and O.P.-14.100 are indicated. Labels include '既設接続桿' (existing connection rod), '既設ドレーン' (existing drain), '新設ドレーン' (new drain), and '新設集水坑 (RC)' (new collection water pit).</p> <p><b>補足8-1図 新設揚水井戸の構造・配置例</b></p>	<p>(参考資料6) 地下水位低下設備の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下設備の概要</li> <li>全体構成</li> </ol> <p>地下水位低下設備のうちドレーン及び揚水井戸の平面配置を図6-3に示す。</p>  <p>This plan view shows the layout of various buildings and structures, including the 1号機, 2号機, and 3号機 buildings, along with their respective service buildings and water pump rooms. Numerous yellow lines represent the drainage network (drains and sumps), and pink areas indicate the locations of new water extraction wells. A legend provides key symbols for these features.</p> <p><b>図6-3 ドレーン・揚水井戸の平面配置</b></p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計を踏まえ具体化した事項 (揚水井戸の位置について詳細検討を行い決定した。)</li> </ul>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

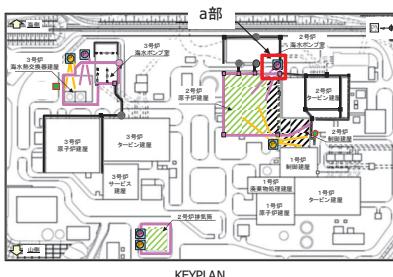
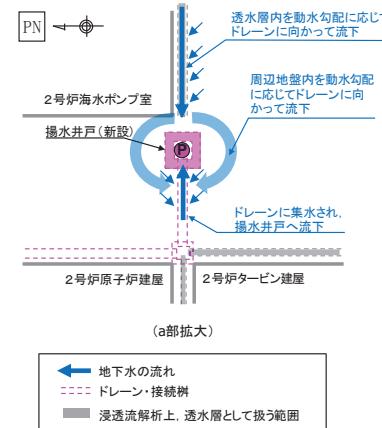
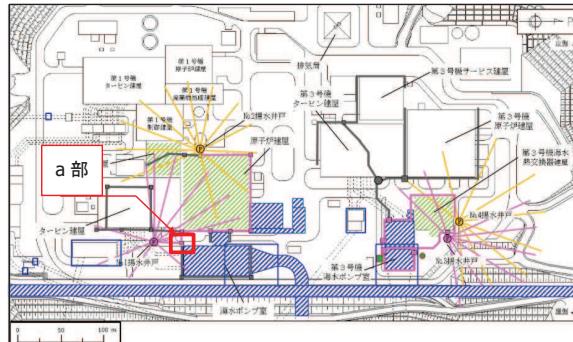
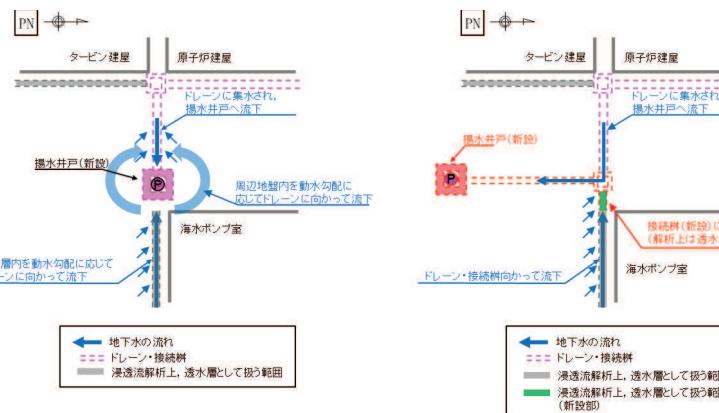
設置変更許可			工事計画認可			資料番号他			
			<p>(参考資料8) 地下水位低下設備の施工について</p>			<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項</li> <li>・ 揚水井戸の構造並びに施工方法について詳細検討を行い決定した。)</li> </ul>			
<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土留工</li> <li>・ 揚水井戸～既設接続桿の掘削、ボーリング穿孔</li> <li>・ ドレーン設置、集水ビット構築</li> <li>・ 既設接続桿と集水ビットとの接続、集水ビット周辺埋戻し</li> <li>・ 銅管シャフト掘削</li> <li>・ 埋戻し</li> </ul> <p><b>平面図</b></p> <p><b>断面図</b></p>			<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揚水井戸新設位置の盛土、岩盤を所定の深度まで掘削。</li> <li>・ 岩盤部は吹付コンクリート、盛土部はライナープレートΦ8.5mにより土留め。</li> </ul> <p><b>平面図</b></p> <p><b>断面図</b></p>			<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揚水井戸新設位置の盛土、岩盤を所定の深度まで掘削。</li> <li>・ 岩盤部は吹付コンクリート、盛土部はライナープレートΦ8.5mにより土留め。</li> </ul> <p><b>平面図</b></p> <p><b>断面図</b></p>		<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下に示す流れにて削孔、鋼管を設置</li> </ul> <p>(1) 鋼管（外径Φ165.2mm）とエアハンマー（Φ155mm(171mm)）をセット。</p> <p>鋼管（外径Φ165.2mm） エアハンマー（Φ155mm(171mm)） ボーリングロッド（Φ90mm）</p> <p>(2) エアによりハンマーを作動させ、ハンマーと鋼管を回転させながら削孔。約3mごとに鋼管とボーリングロッドを鍛錆定しながら、所定の長さまで削孔。</p> <p>(3) 鋼管を岩盤内に残置したままエアハンマー（拡張ビット）を回収。鋼管の計測を行った後、水平ボーリングマシンを移設。</p>	
<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ④に示す手順にて揚水井戸を起点に放射状に鋼管を必要本数設置。</li> </ul> <p><b>平面図</b></p> <p><b>断面図</b></p>			<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海水ポンプ室西側の接続桿新設位置の盛土、岩盤を所定の深度まで掘削。</li> <li>・ 岩盤部は吹付コンクリート、盛土部はライナープレートにより土留め。</li> </ul> <p><b>平面図</b></p> <p><b>断面図</b></p>			<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設～既設接続桿間への横坑の構築</li> <li>・ 新設～既設接続桿間のヒューム管設置位置に横坑を掘削</li> </ul> <p><b>平面図</b></p> <p><b>断面図</b></p>			
<p>図8-1(1) ドレーン（鋼管）及び揚水井戸の施工手順（No.1 揚水井戸の例）</p>									

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他												
	<p><b>概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td>①ヒューム管の設置（新設～既設接続桿間）</td> <td>②ヒューム管の設置（新設～No.1揚水井戸間）</td> <td>③集水ピットの構築</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設～既設接続桿間にヒューム管を設置。</li> <li>既設接続桿隔壁を円形に削孔し、新設ヒューム管をはめ込んだ後、モルタルにて接合。</li> <li>横坑ヒューム管間の空隙は碎石を充填。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設接続桿設置位置から揚水井戸に向けパイロットボーリングを行った後、リミング掘削をしながらヒューム管を新設（ロックモール工法）。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>揚水井戸立坑内に集水ピットを構築。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	①ヒューム管の設置（新設～既設接続桿間）	②ヒューム管の設置（新設～No.1揚水井戸間）	③集水ピットの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設～既設接続桿間にヒューム管を設置。</li> <li>既設接続桿隔壁を円形に削孔し、新設ヒューム管をはめ込んだ後、モルタルにて接合。</li> <li>横坑ヒューム管間の空隙は碎石を充填。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設接続桿設置位置から揚水井戸に向けパイロットボーリングを行った後、リミング掘削をしながらヒューム管を新設（ロックモール工法）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>揚水井戸立坑内に集水ピットを構築。</li> </ul>							
①ヒューム管の設置（新設～既設接続桿間）	②ヒューム管の設置（新設～No.1揚水井戸間）	③集水ピットの構築												
<ul style="list-style-type: none"> <li>新設～既設接続桿間にヒューム管を設置。</li> <li>既設接続桿隔壁を円形に削孔し、新設ヒューム管をはめ込んだ後、モルタルにて接合。</li> <li>横坑ヒューム管間の空隙は碎石を充填。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設接続桿設置位置から揚水井戸に向けパイロットボーリングを行った後、リミング掘削をしながらヒューム管を新設（ロックモール工法）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>揚水井戸立坑内に集水ピットを構築。</li> </ul>												
	<p><b>概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td>④接続桿の新設</td> <td>⑤排水シャフト構築、埋戻し</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設ヒューム管の会合部に接続桿を新設</li> <li>ヒューム管（新設）を巻き込みコンクリートを打設し一体構造とする</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>集水ピット及び排水シャフトを構築しながら埋戻し（岩盤上面以深はセメント改良土、以浅は盛土による）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td></tr> </table>	④接続桿の新設	⑤排水シャフト構築、埋戻し	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設ヒューム管の会合部に接続桿を新設</li> <li>ヒューム管（新設）を巻き込みコンクリートを打設し一体構造とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集水ピット及び排水シャフトを構築しながら埋戻し（岩盤上面以深はセメント改良土、以浅は盛土による）</li> </ul>									
④接続桿の新設	⑤排水シャフト構築、埋戻し													
<ul style="list-style-type: none"> <li>新設ヒューム管の会合部に接続桿を新設</li> <li>ヒューム管（新設）を巻き込みコンクリートを打設し一体構造とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集水ピット及び排水シャフトを構築しながら埋戻し（岩盤上面以深はセメント改良土、以浅は盛土による）</li> </ul>													

図 8-1(2) ドレーン（鋼管）及び揚水井戸の施工手順（No.1 揚水井戸の例）

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項  
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>補足説明資料9 2号炉海水ポンプ室周辺のドレンに集水される地下水について</p> <p>集水機能を担うドレンに接続枠を介す等により地盤（B-1, B-2）として取扱う既設ドレンが接続される箇所があるが、集水機能に影響を及ぼさない構造であることを工事計画認可段階で示す。</p>  <p><b>(a部拡大)</b></p>  <p>補足9-1図 2号炉海水ポンプ室周辺のドレンからの地下水の排水経路イメージ</p>	<p>(参考資料8) 地下水位低下設備の施工について</p>  <p><b>KEYPLAN</b></p>  <p>a部拡大図（設置変更許可段階）</p> <p>a部拡大図（詳細設計段階）</p> <p>図8-2 海水ポンプ室周辺のドレンからの地下水の排水経路</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項</li> </ul> <p>(地盤扱いとする海水ポンプ室周辺のドレンと、管路扱いとする新設ドレンとの接続箇所について、集水の確実性の観点から、ドレン端部と新設する接続枠を接続する設計とした。なお、ヒューム管は地盤扱いとする範囲を含めて耐震性を確認している。)</p>